

# 2021年GPPオンライントークセッション 「福島、この10年を思い起こそう」

原子力損害賠償と会計制度

2021年3月23日(火)18:00～

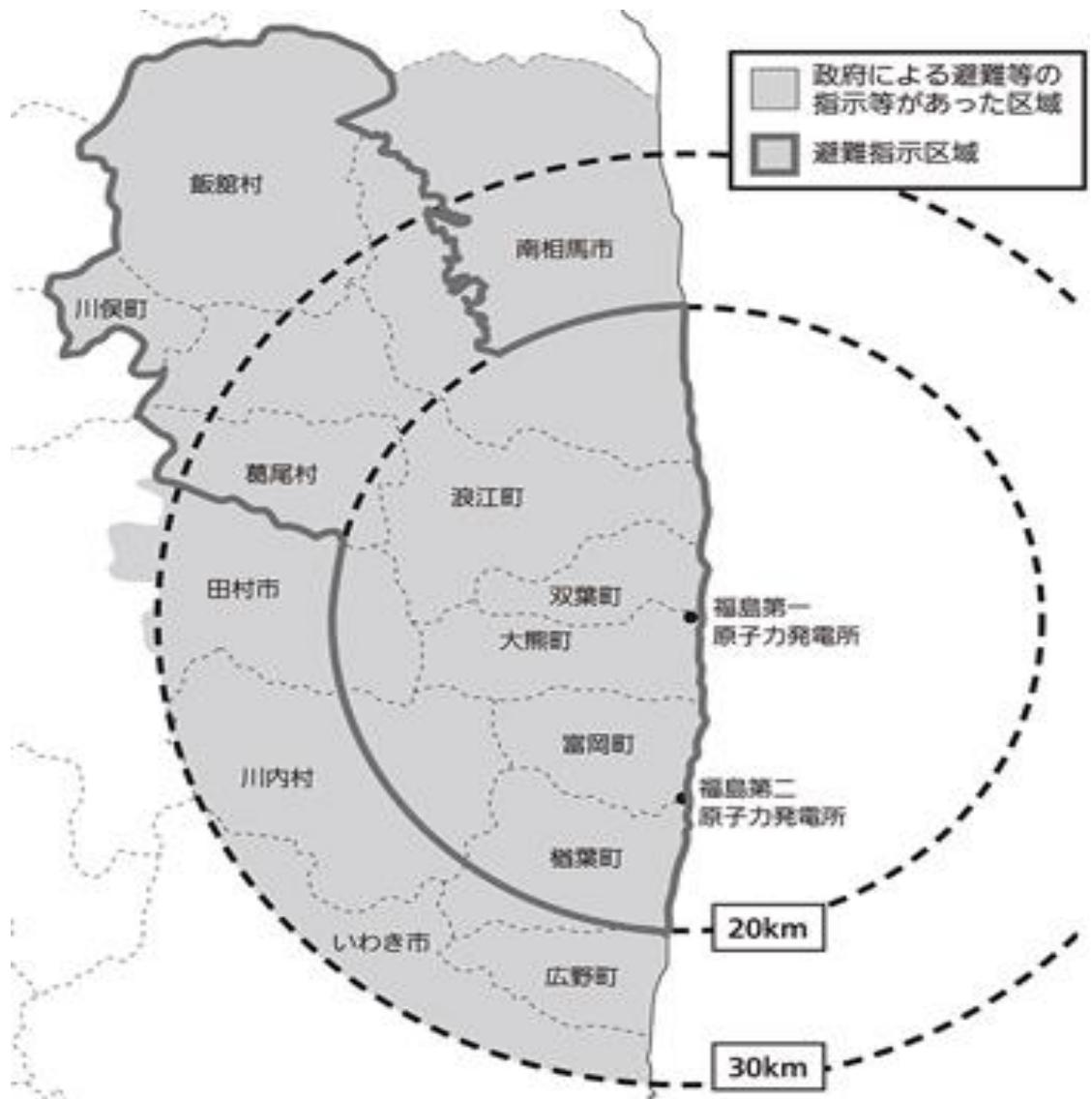
金森絵里

# 原子力損害賠償と会計制度



<https://photo.tepco.co.jp/date/2011/201103-j/110316-01j.html>

# 原子力損害賠償



# 個人への賠償

対象となる方・区域		賠償の概要
個人（全般）	避難等対象区域	避難生活等による精神的損害、就労不能損害、その他実費（避難・帰宅等に係る費用相当額、家賃に係る費用相当額）について、対象となる個人への賠償
生命・身体的損害	避難等対象区域	避難等を余儀なくされたために、傷害を負い健康状態が悪化し疾病にかかった避難等対象者の方、または健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った避難等対象者の方に対する、医療費や入通院にかかる交通費などの付随費用、入通院に伴う慰謝料の賠償
避難生活等による精神的損害（要介護者等への増額）	避難等対象区域	日常生活を送るにあたり介護などが必要とされる要介護状態などのご事情がある避難等対象者の方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方に対する、避難生活等による精神的損害の増額の賠償
移住を余儀なくされたことによる精神的損害	帰還困難区域 大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域	本件事故発生時点に、生活の本拠が帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域の方で、長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等の賠償
早期帰還	居住制限区域、避難指示解除準備区域（いずれも大熊町、双葉町を除く）	居住制限区域、避難指示解除準備区域（いずれも大熊町、双葉町を除く）のうち、本件事故後4年以内に避難指示が解除された区域に生活の本拠があつた方で当該区域へ解除後1年以内に帰還される方々に対する、生活上の不便さにともなう追加的費用の賠償

# 財物に関する賠償

対象となる方・区域			賠償の概要
宅地・建物・借地権	避難指示区域		本件事故発生時点に避難指示区域内に存在していた宅地および借地権について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を対象とした賠償。また、建物については、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもとなう財物価値の減少分、管理不能にもとなう財物価値の減少の原状回復費用を対象とした賠償
住居確保費用	避難指示区域		(持ち家にお住まいであった方) 移住される際の住宅や宅地の購入費用や、帰還される際の建替え・修繕費用の賠償 (借家にお住まいであった方) 移住・帰還される先で新たな住居を確保するための費用としての定額賠償
家財	避難指示区域		本件事故発生時点において、避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費用を対象とした賠償
田畠	避難指示区域		避難指示区域内に存在していた田畠の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分の賠償
宅地・田畠以外の土地	避難指示区域		本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた宅地・田畠以外の土地について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分に対する賠償
立木	避難指示区域 双葉郡（避難指示区域を除く） 福島県（避難指示区域および双葉郡を除く）		(避難指示区域および避難指示区域を除く双葉郡) 本件事故発生時点において、対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分に対する賠償。 (避難指示区域および双葉郡を除く福島県内) 本件事故発生時点において、対象区域内に存在していたしいたけ原木として出荷予定の立木に生じた市場価値の喪失分に対する賠償。
墓石（修理・移転）	避難指示区域		本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等の修理もしくは移転に要した費用の賠償
自動車	旧警戒区域・帰還困難区域		警戒区域・帰還困難区域の設定により管理不能となった自動車および放射線量の基準値の超過により旧警戒区域外・帰還困難区域外へ持ち出しできない自動車の財物価値の喪失分を対象とした賠償
償却資産・棚卸資産	避難指示区域		本件事故発生時点において、避難指示区域内に所有され持ち出しされていない償却資産について、避難指示期間中に経年または管理不能により生じた財物価値の減少額を対象とした、中小法人・個人事業主への賠償。また、棚卸資産については、管理不能により生じた財物価値の減少額を対象とした賠償。
住宅等の補修・清掃費用	旧緊急時避難準備区域 旧屋内退避区域 特定避難勧奨地点 南相馬市		旧緊急時避難準備区域等において、避難等にともなう管理不能により損傷した住宅等を原状回復するためご負担された費用を対象とした賠償

(出所)東京電力ホールディングスホームページ。

# 自主的避難等に関する賠償

	対象となる方・区域	賠償の概要
自主的避難等	自主的避難等対象区域 福島県県南地域 宮城県丸森町 避難等対象区域	自主的に避難された方および自主的避難等対象区域に滞在を続けた方に対する、精神的損害等および追加的費用等の定額賠償

# 法人・個人事業主への賠償

	対象となる方・区域	賠償の概要
法人・個人事業主	避難等対象区域内外の法人・個人事業主 政府等による出荷制限指示等により営業損害等を被られた法人・個人事業主 風評被害により営業損害等を被られた法人・個人事業主 輸出先国の要求（輸入規制や取引先の要求）や拒否により営業損害を被られた法人・個人事業主	避難指示・出荷制限・風評被害にともなう営業損害、検査費用、追加的費用について、対象となる法人・個人事業主への賠償

# 自主的除染に関する賠償

	対象となる方・区域	賠償の概要
自主的除染	個人 法人・個人事業主	放射性物質による汚染を懸念し、国や地方公共団体等による除染によらず、実施を余儀なくされた除染作業に係る追加的費用の賠償

# 賠償額の累計支払額(2021年2月)

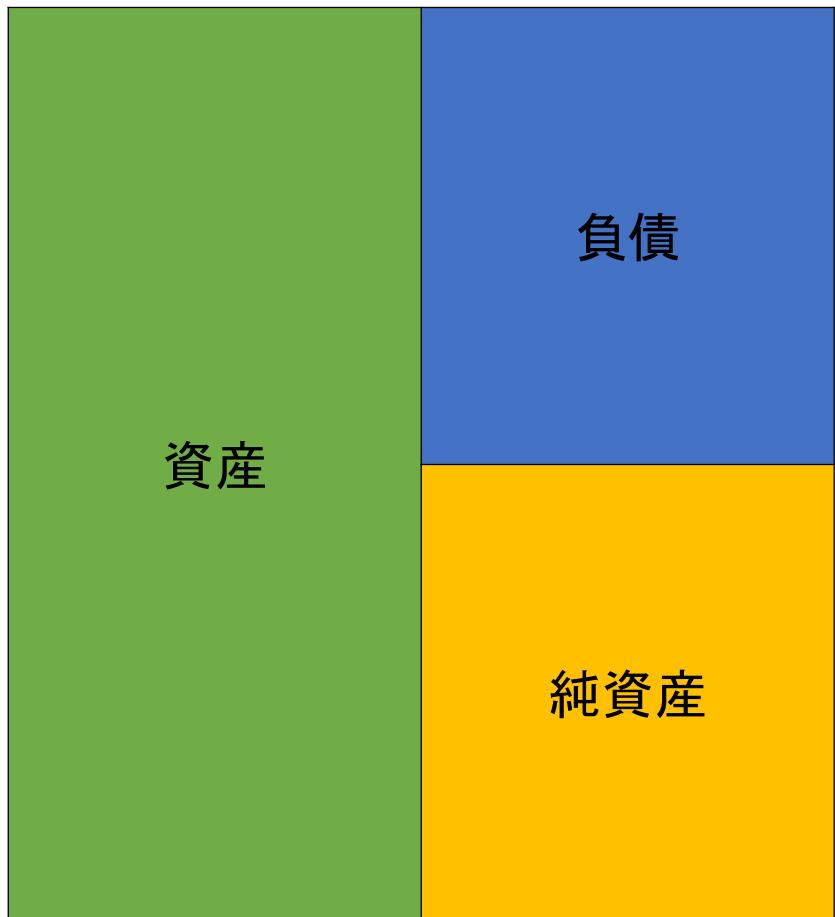
- ・政府賠償: 1,889億円
- ・資金交付: 9兆5,449億円
- ・合計: 9兆7,338億円

まずは基礎知識

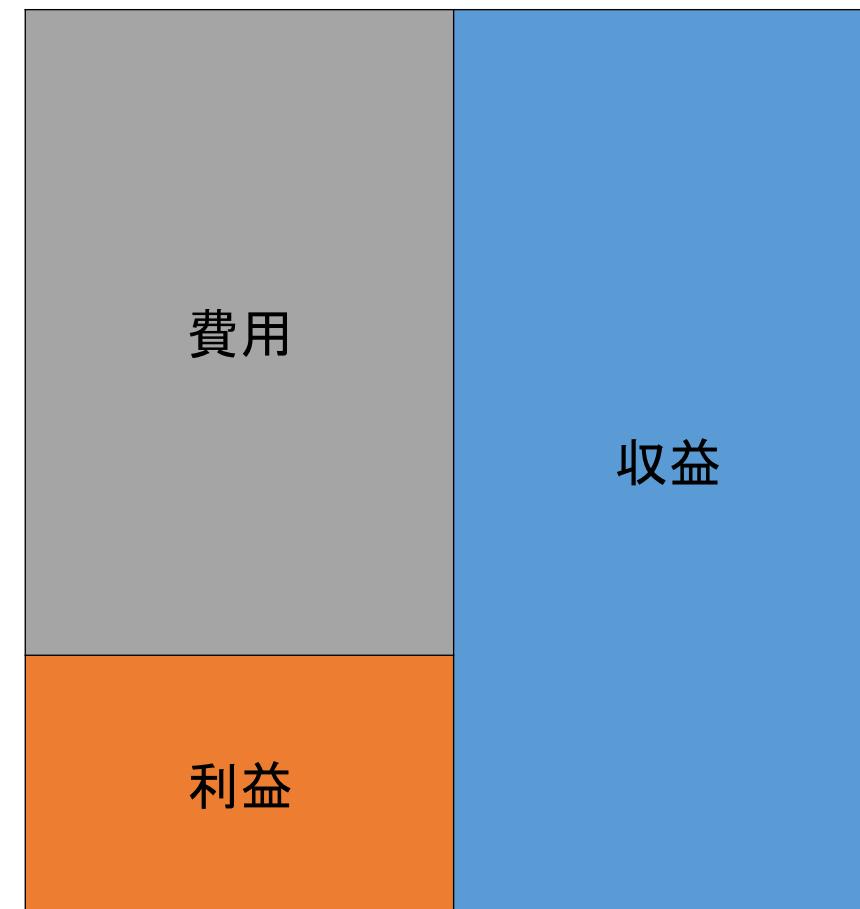
貸借対照表(たいしゃくたいじょうひょう)  
B/S(Balance Sheet,バランスシート)

損益計算書(そんえきけいさんしょ)  
P/L(Profit & Loss Statement,ピーエル)

貸借対照表



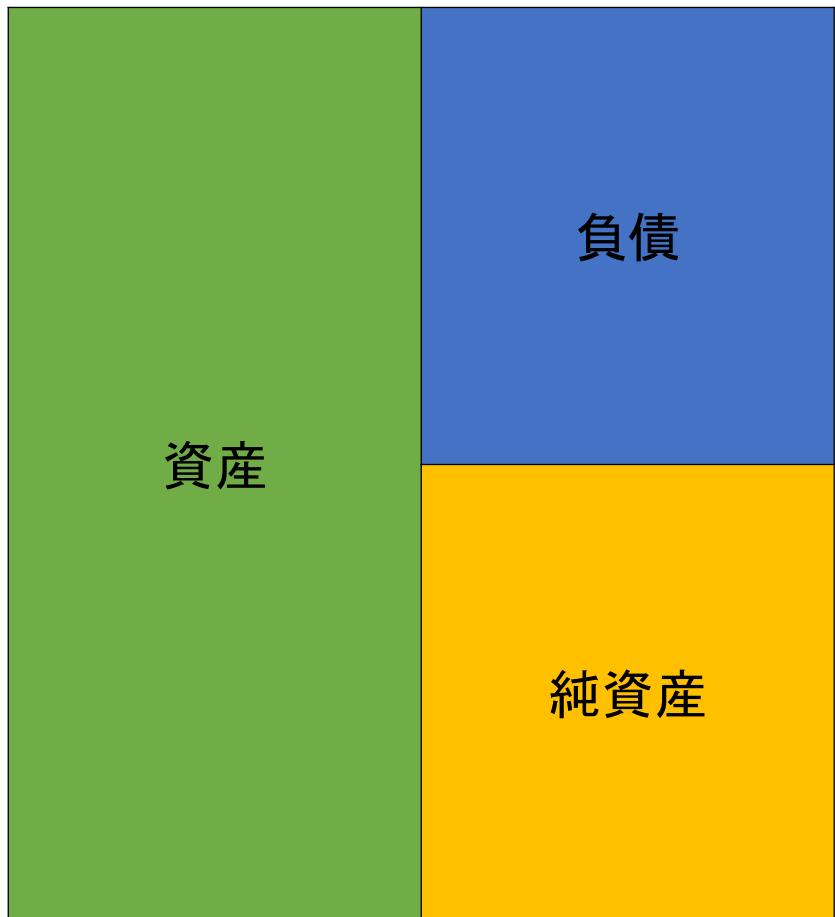
損益計算書



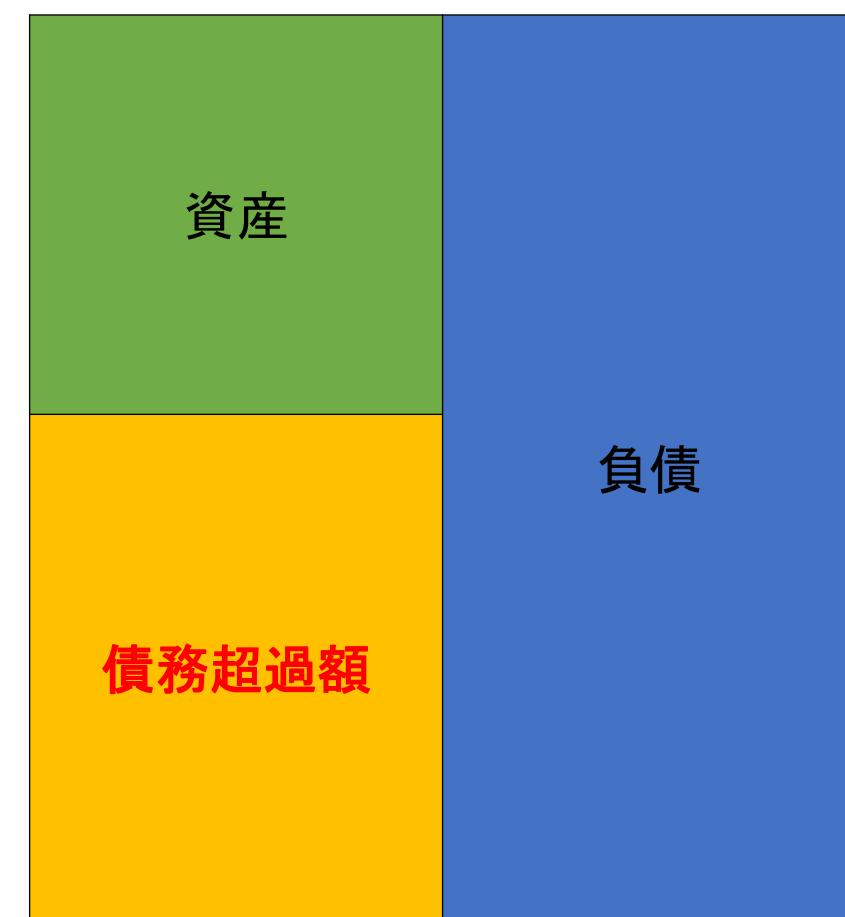
## 通常の貸借対照表

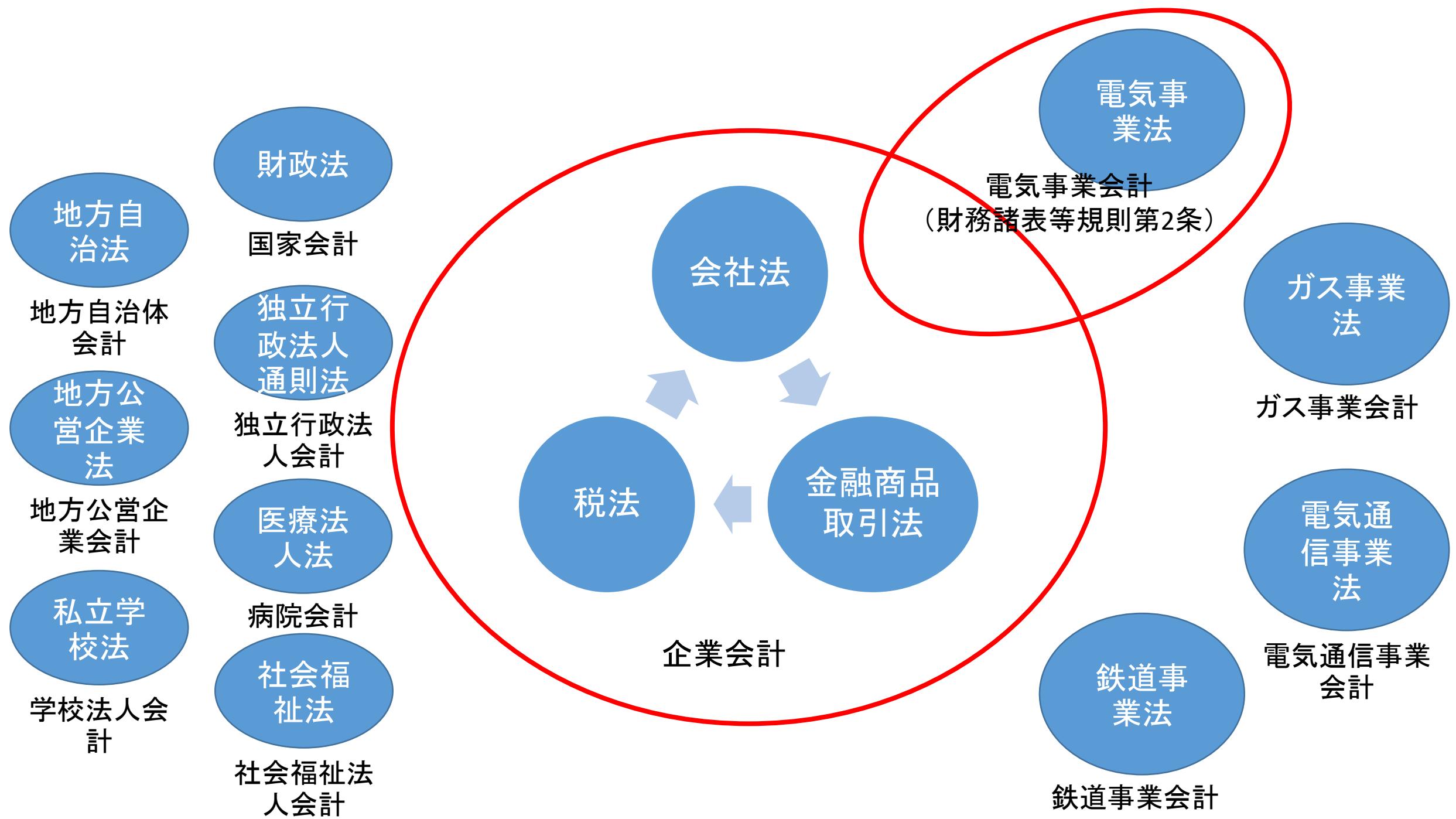
## 債務超過に陥った貸借対照表

貸借対照表



貸借対照表



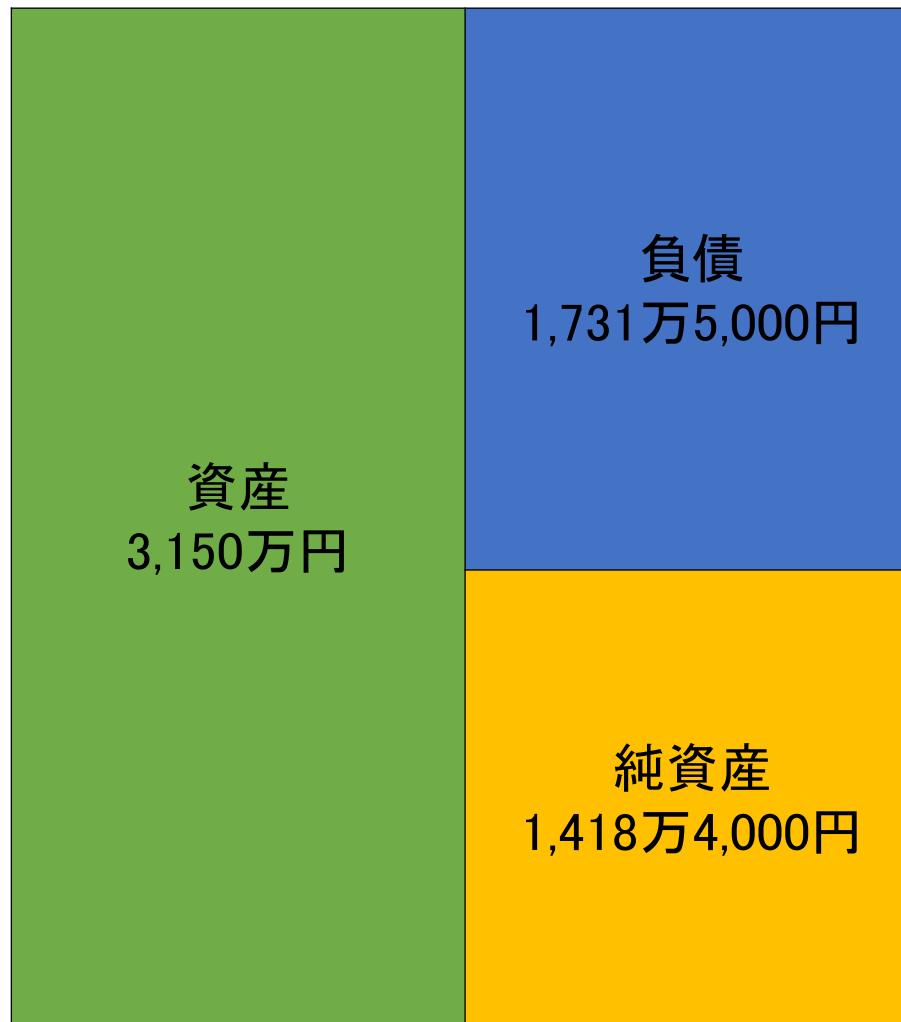


# 電気事業(者)の財務報告

- ・一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者については、その会計に電気事業会計規則が適用され、経済産業省令で定めるところにより毎事業年度終了後、財務諸表を経済産業大臣に提出しなければならない(電気事業法第27条の2第1、2項)。
- ・ただし、発電事業者のうち、その出力が200万kWを超えない事業者については、電気事業会計規則を適用しないこともできる(電気事業会計規則第3条の2)。
- ・また、旧一般電気事業者の小売部門(みなし小売電気事業者)については、経過措置として供給義務などの規制が残る期間、規則が適用される。

# グリーンピープルズパワー株式会社(2019年)

貸借対照表

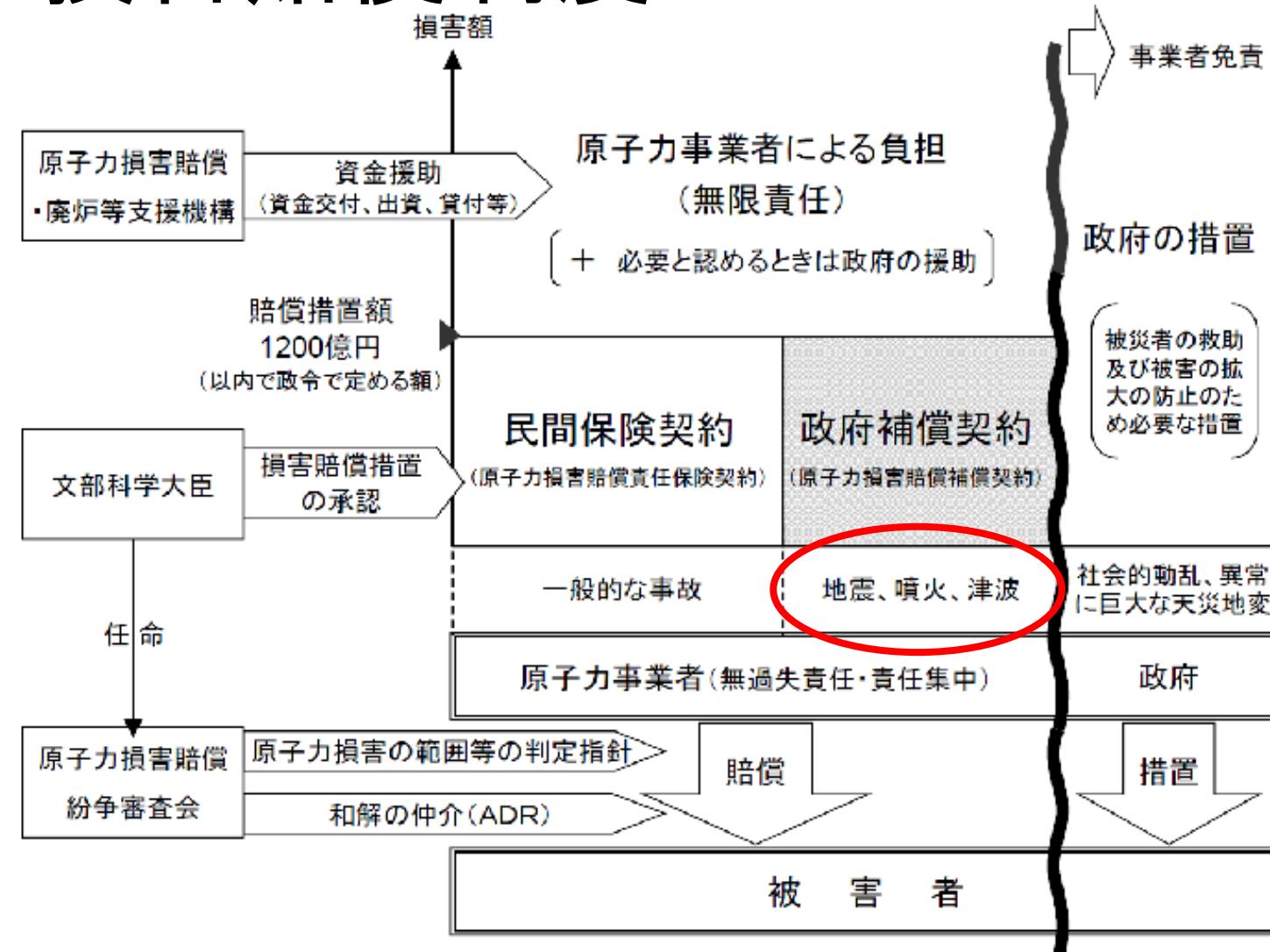


ここから本題に入ります

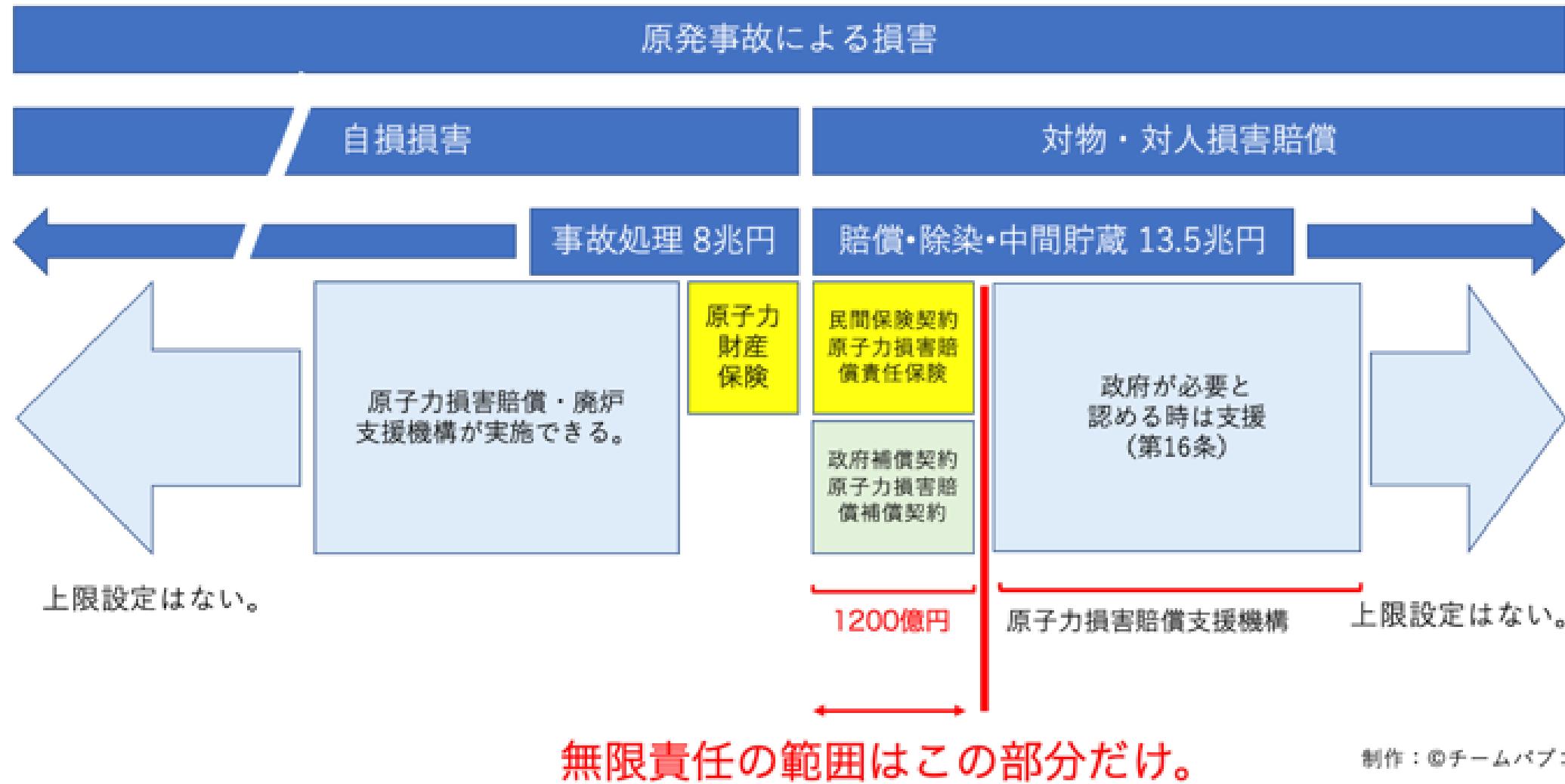
賠償額の累計支払額(2021年2月)

- ・政府賠償: 1,889億円
- ・資金交付: 9兆5,449億円
- ・合計: 9兆7,338億円

# 原子力損害賠償制度



## 図1 原子力損害と原子力損害賠償制度の構図。



# 責任のなすりつけあい

国

- 「原子力事業育成のため、企業能力を超えた損害は国が補償すべきだとする意見に対し、**私企業に対し国が補償することは従来の例から見て不適当であるとする大蔵省の考え方**とが対立し、答申では国家補償に対する具体的方針は明示されなかった」(1959年12月原子力委員会災害補償専門部会答申に関する『原子力年鑑』1961年版の記述)



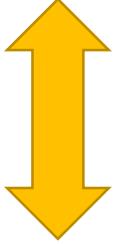
電力  
会社

- この法律の不明確不十分な点のすべては、突き詰めていれば、国家補償の役割がきわめて不明確な点に起因する。賠償措置額を超える場合、国は『設置者の賠償支払いを援助する』という曖昧な形の法律は、もちろん世界にも類のないものであるが、基本的には**原子力開発の国家的重要性についての政府の認識が不十分なためと解される**』(『原子力年鑑』1962年版)

# 責任の所在が不明確なまま・・・

- 1971年原賠法改正
- 「原子力事業者の責任制限と国家補償の問題は、いずれも現時点  
で改正する必要はない」
- 「今回の改正は小規模なものとなつたが、近い将来この2項目（原子  
力事業者の責任制限と国家補償の問題）については再び検討の必  
要が生じるだろう」
- 曖昧さが批判されつつも、抜本的な改正がおこなわれないまま、  
2011年を迎えた。

保険で支払われるのは**1200億円(0.12兆円)**

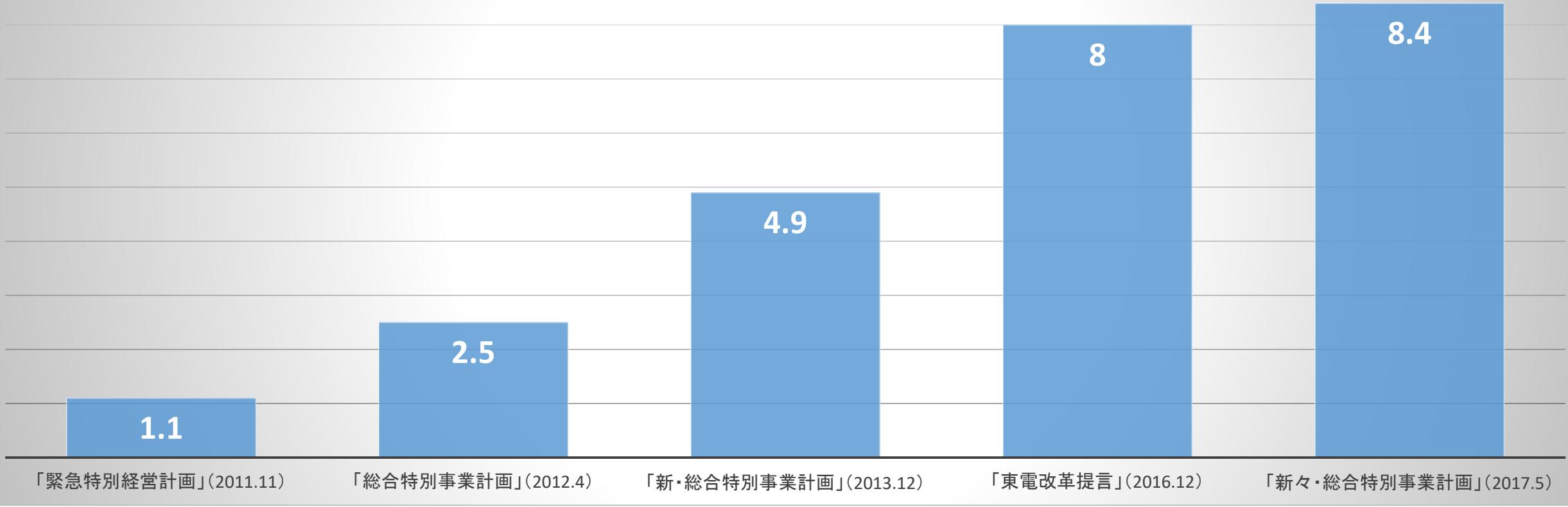


(2021年2月)

**9兆7,338億円(9.7兆円)**

## 要賠償額の見通し(兆円)

全然足りない…



# 東京電力(2010年3月期・連結)

貸借対照表

資産 13兆2039億円	負債 10兆6875億円	純資産 2兆5164億円
-----------------	-----------------	-----------------

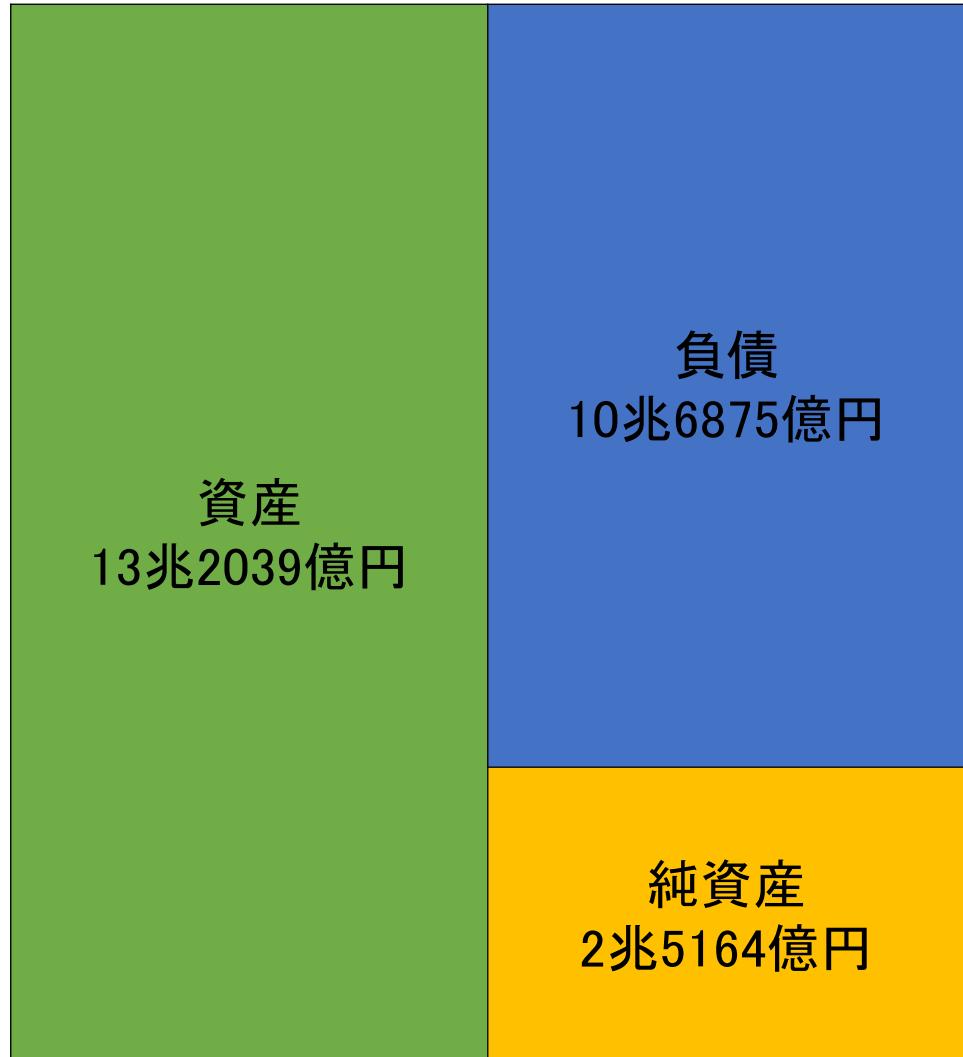
損益計算書

費用 4兆8825億円	収益 5兆162億円
利益 1337億円	

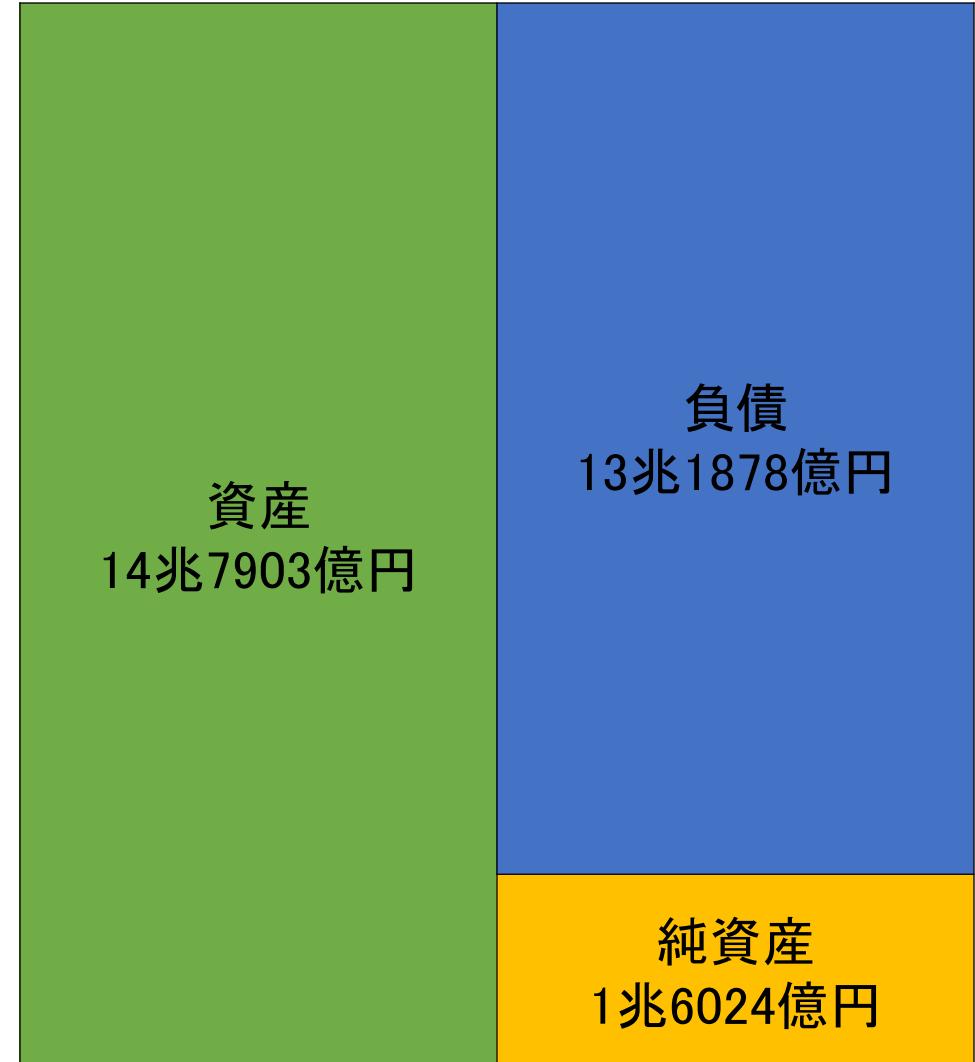
全然足りない…

# 東京電力(2010年3月→2011年3月・連結)

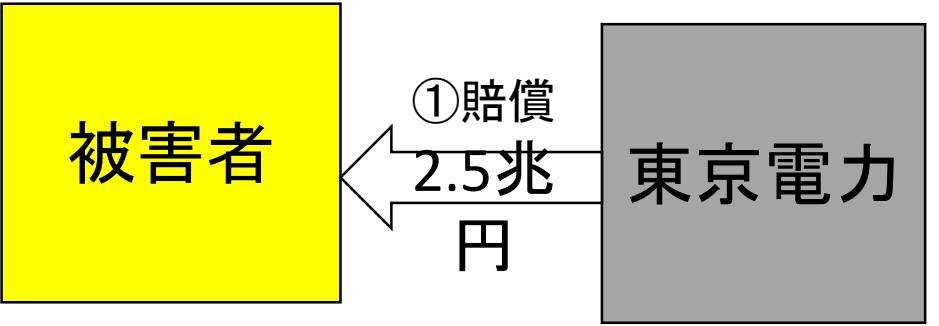
貸借対照表



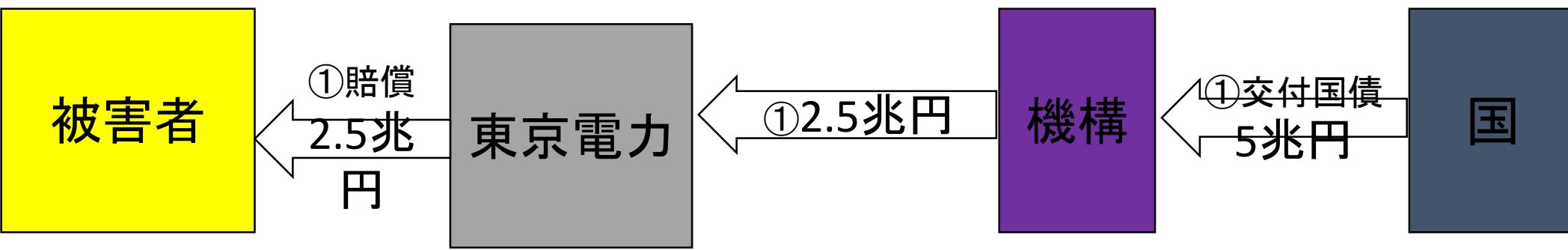
貸借対照表

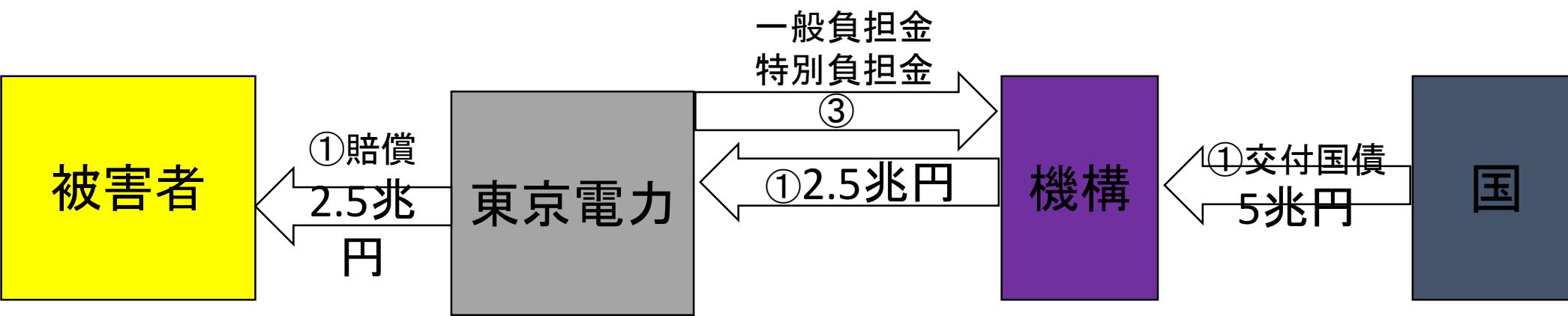


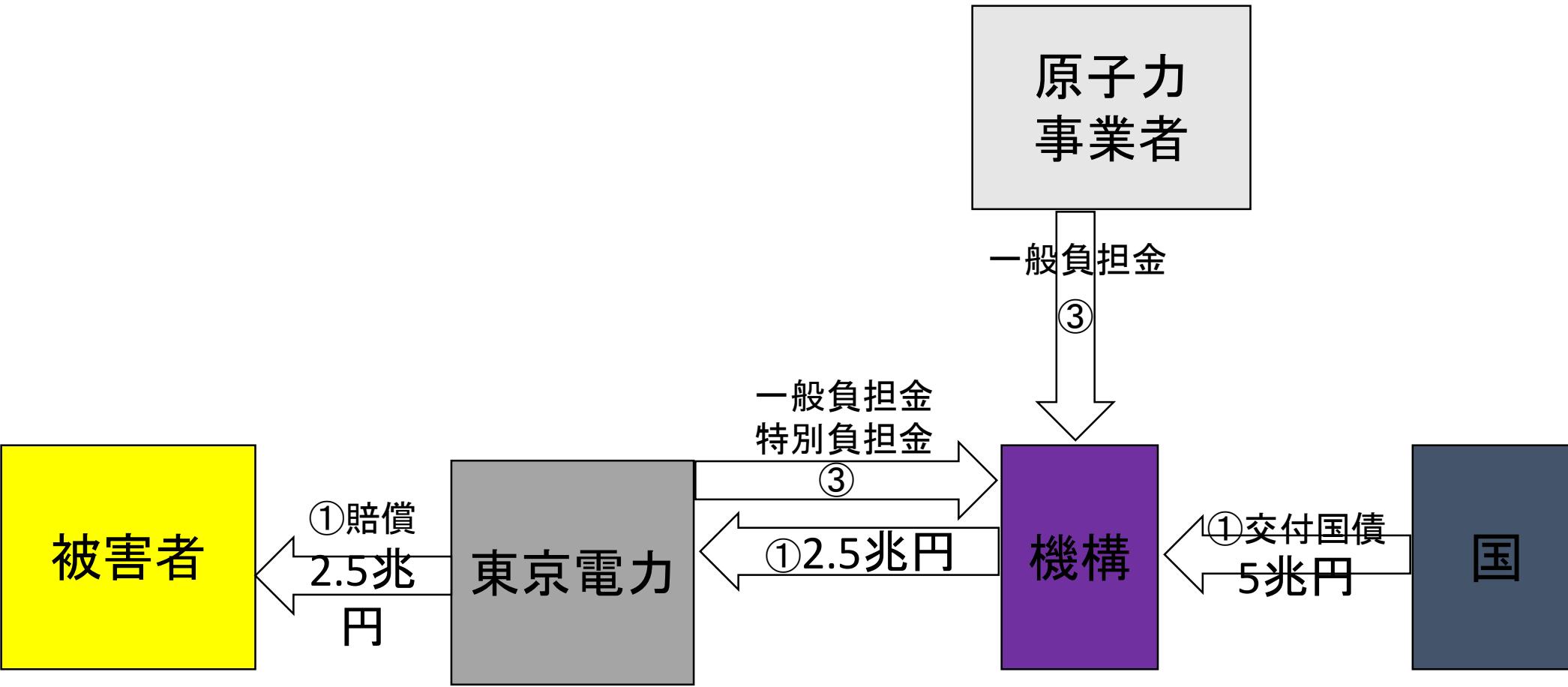
- ・2011年8月 原子力損害賠償支援機構法が成立
- ・2011年9月 原子力損害賠償支援機構が発足

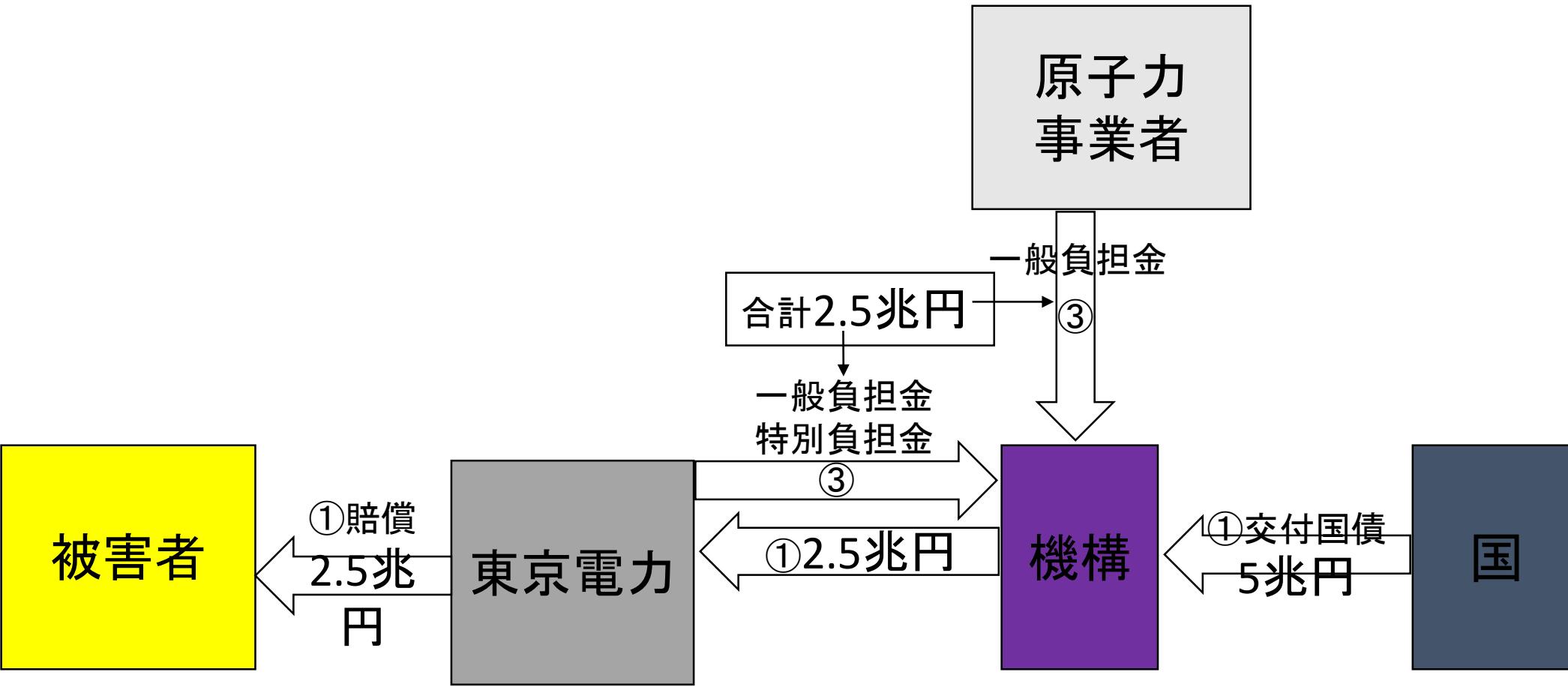


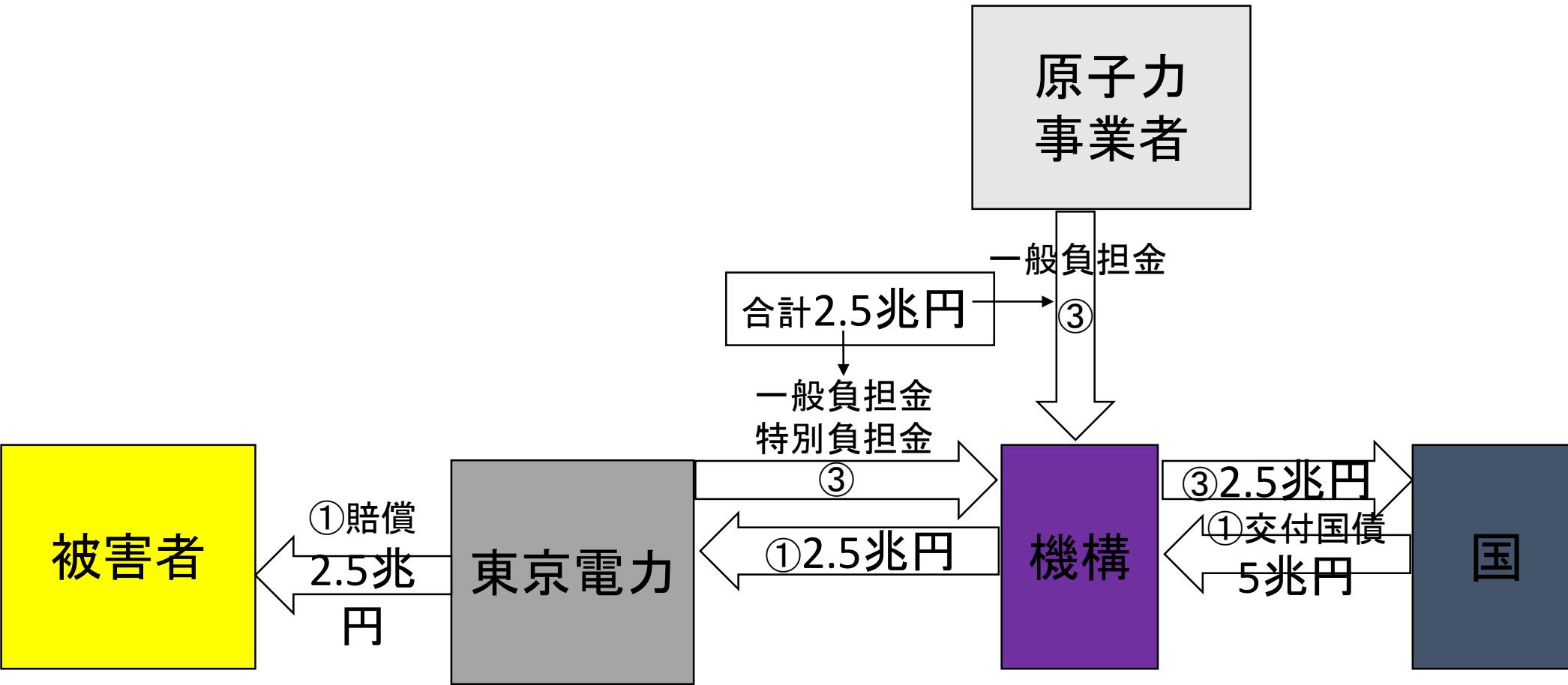


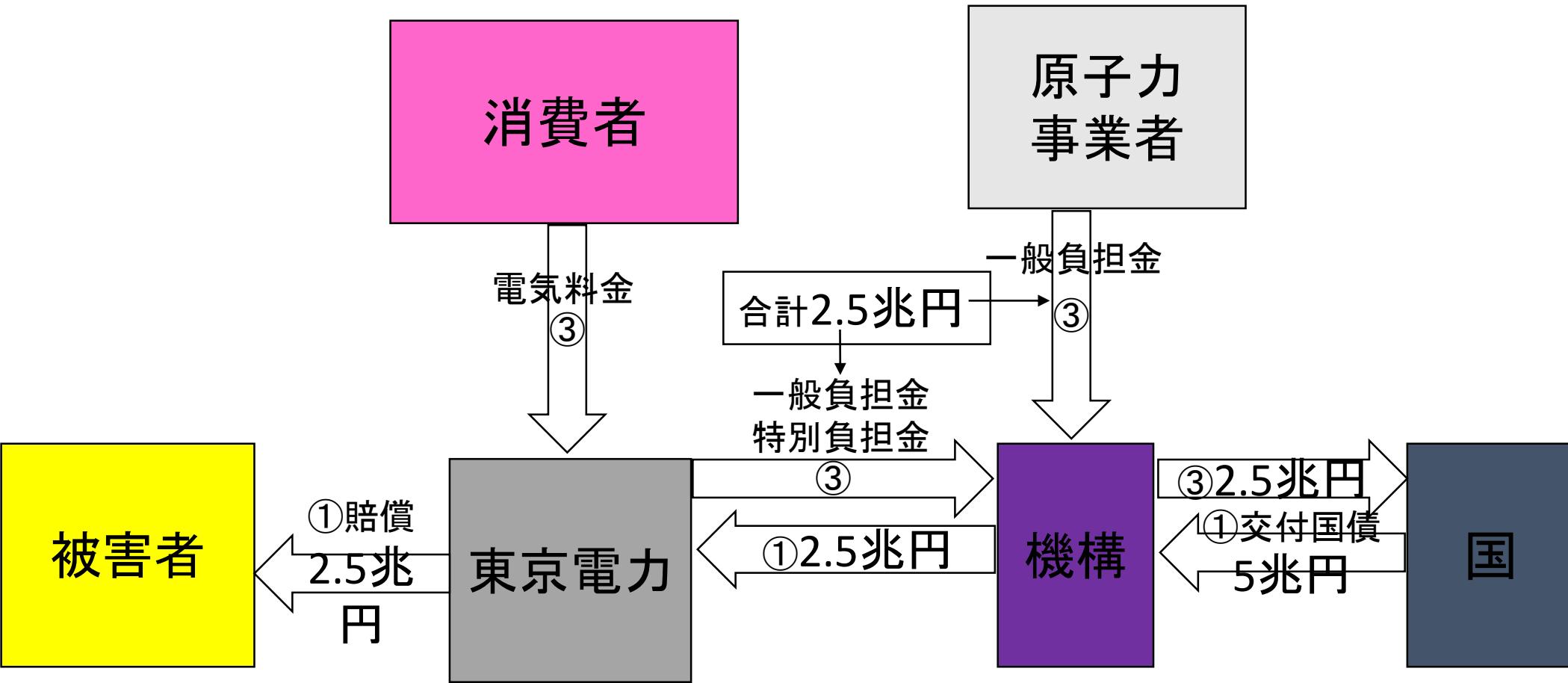












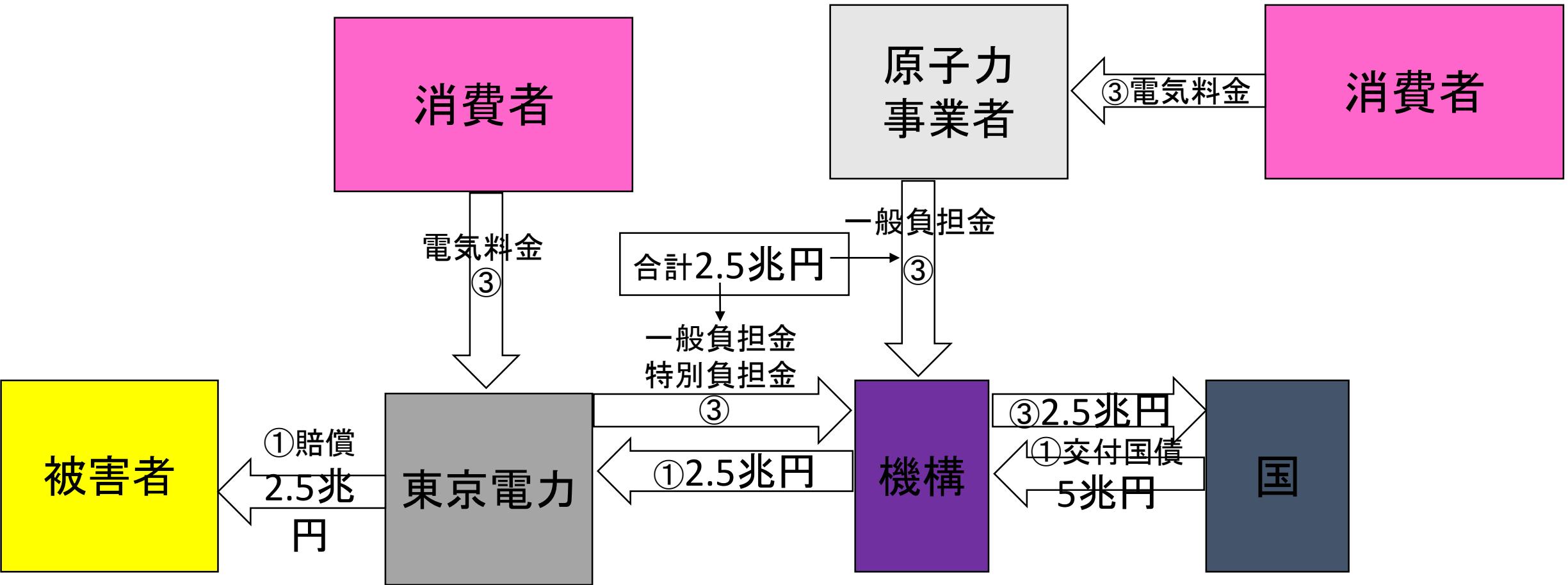
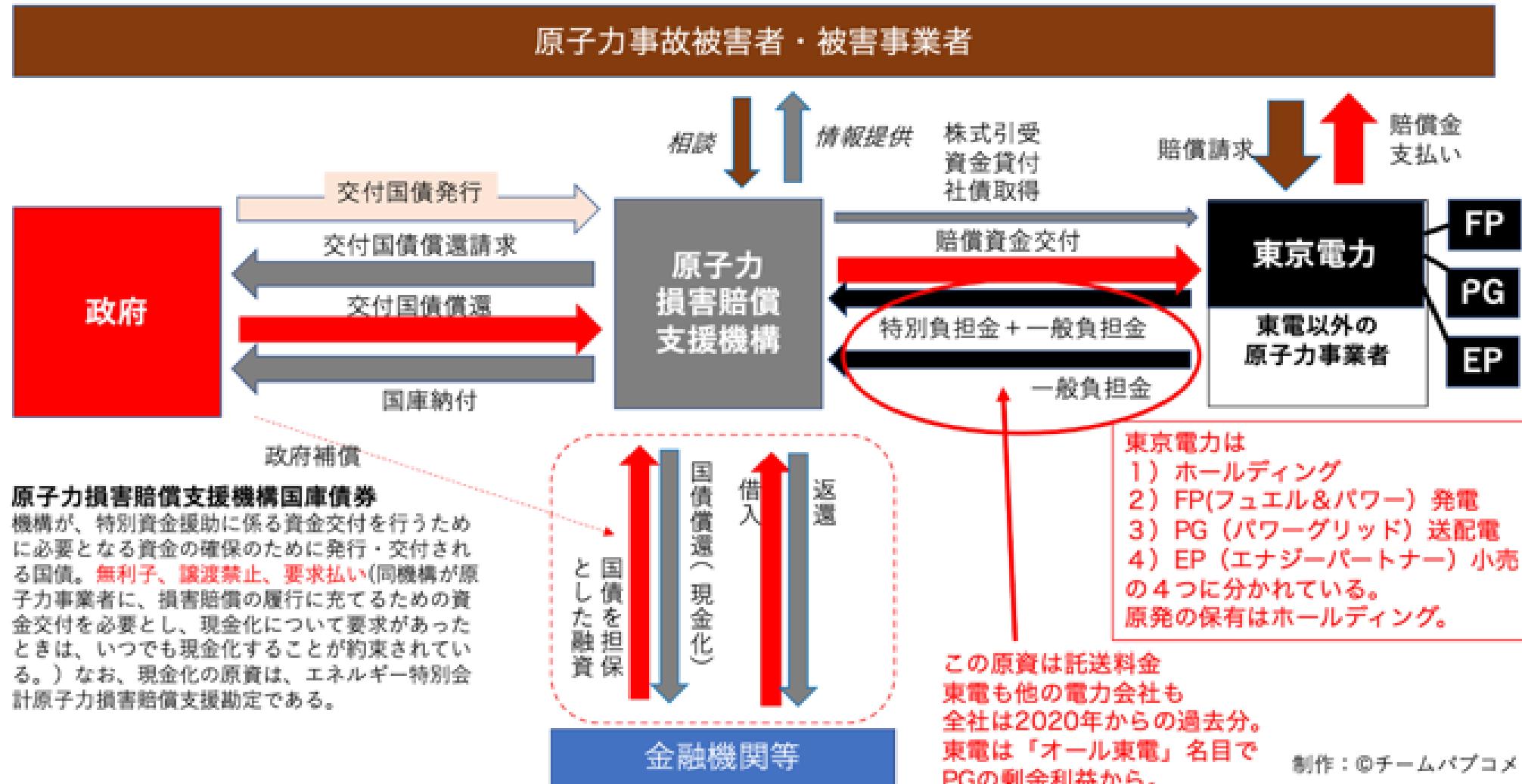


図2 原子力損害賠償機構とお金の流れ



損害賠償支援機構のスキーム：東京電力が被害者に支払う損害賠償のための資金を国が調達するとともに、東京電力と他の原発事業者が負担金のかたちで返納する仕組み

# 東京電力ホールディングス株式会社(連結)

一度も債務超過になったことがない

2010年3月期  
貸借対照表



2012年3月期  
貸借対照表



2020年3月期  
貸借対照表



原発事故を起こした電力会社が一度も債務超過に陥ったことがない、  
というのは、実態を適切に表せていないのではないか？

事故前に2兆円の純資産しか持たなかつた会社が、9.7兆円（2021年2月）の損害賠償を支払つたうえで、なぜまだ2兆円の純資産を持っているのか？

- ・なぜ債務超過に陥っていないのか

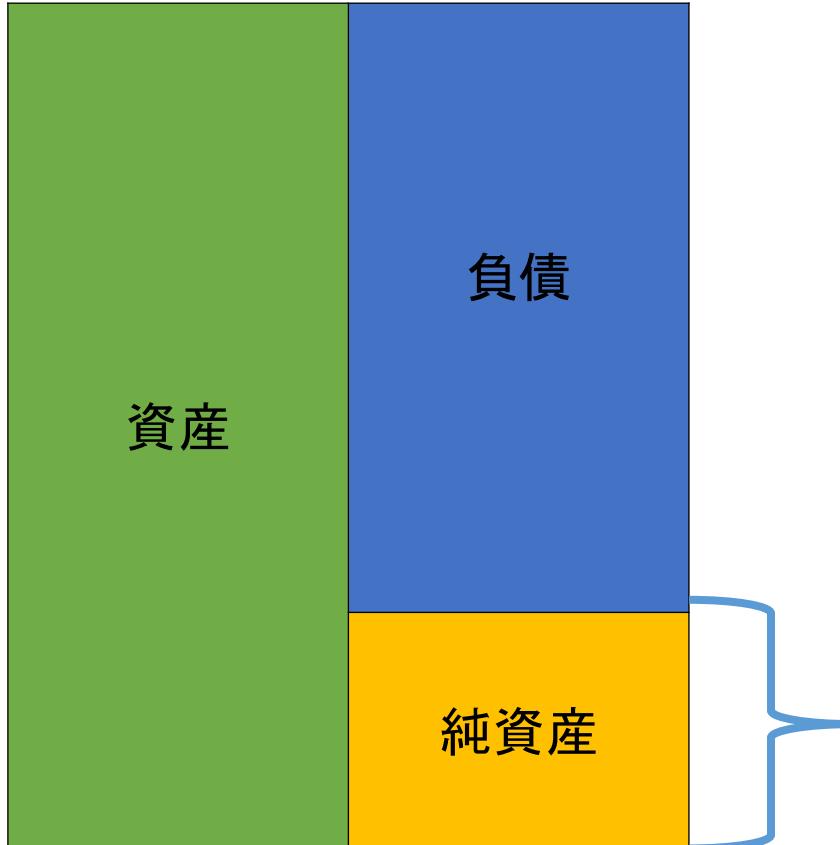
→交付金を**特別利益**として計上しているから

- ・交付金の会計処理(現状)

(現金) × × ×

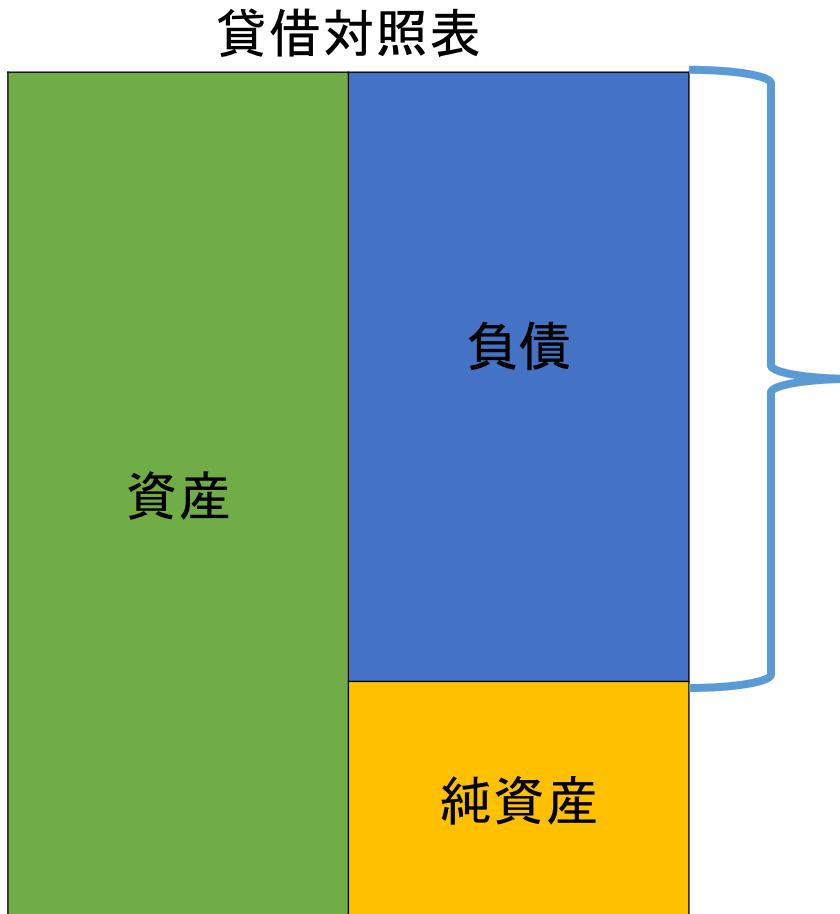
(機構交付金(特別利益)) × × ×

貸借対照表



簡単に言うと、機構から交付金を  
受け取ると**純資産**が増える  
(そこから賠償金を支払うので純資産に影響しない)

- しかし、実態としては借入金＝負債ではないか？



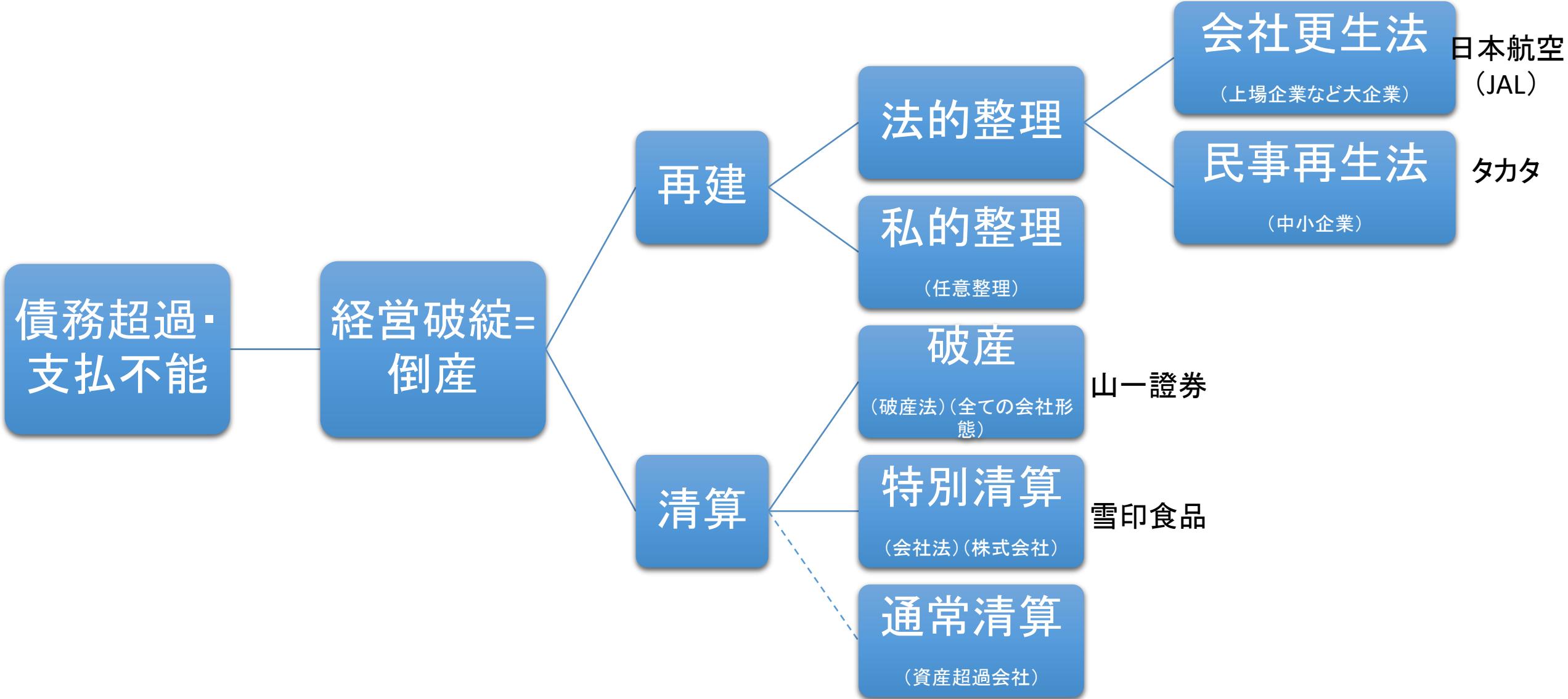
機構から受け取った交付金は  
**負債**なのではないか？

負債として計上すると、明らかに東京電力は  
債務超過になる

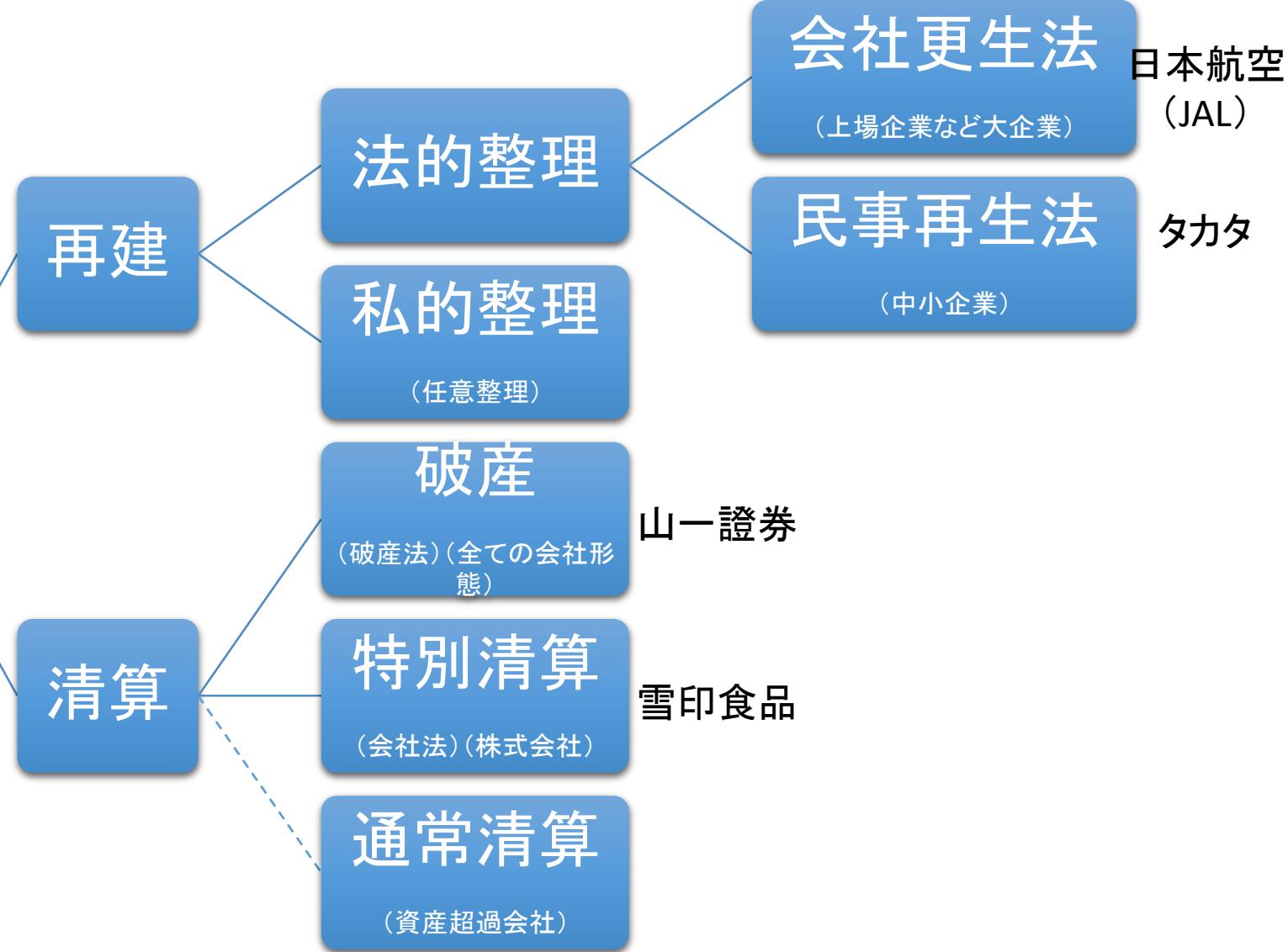
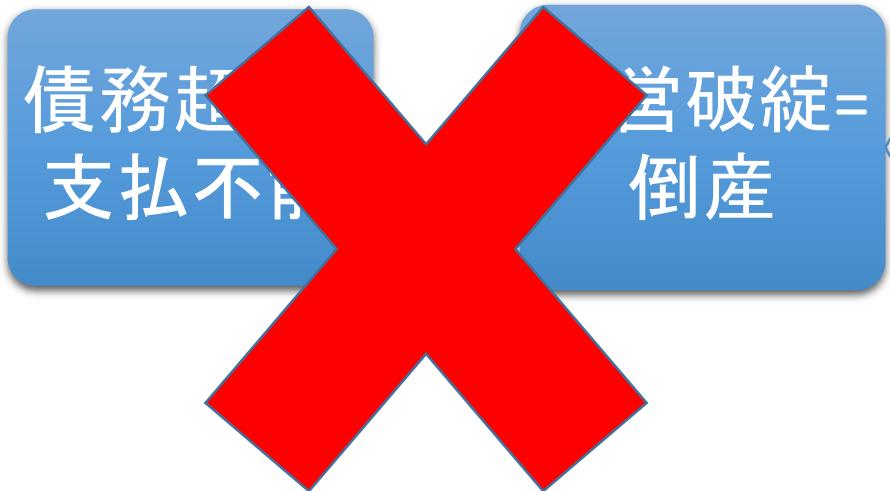
- ・「賠償責任を全うさせるために、東京電力は存続する必要がある」

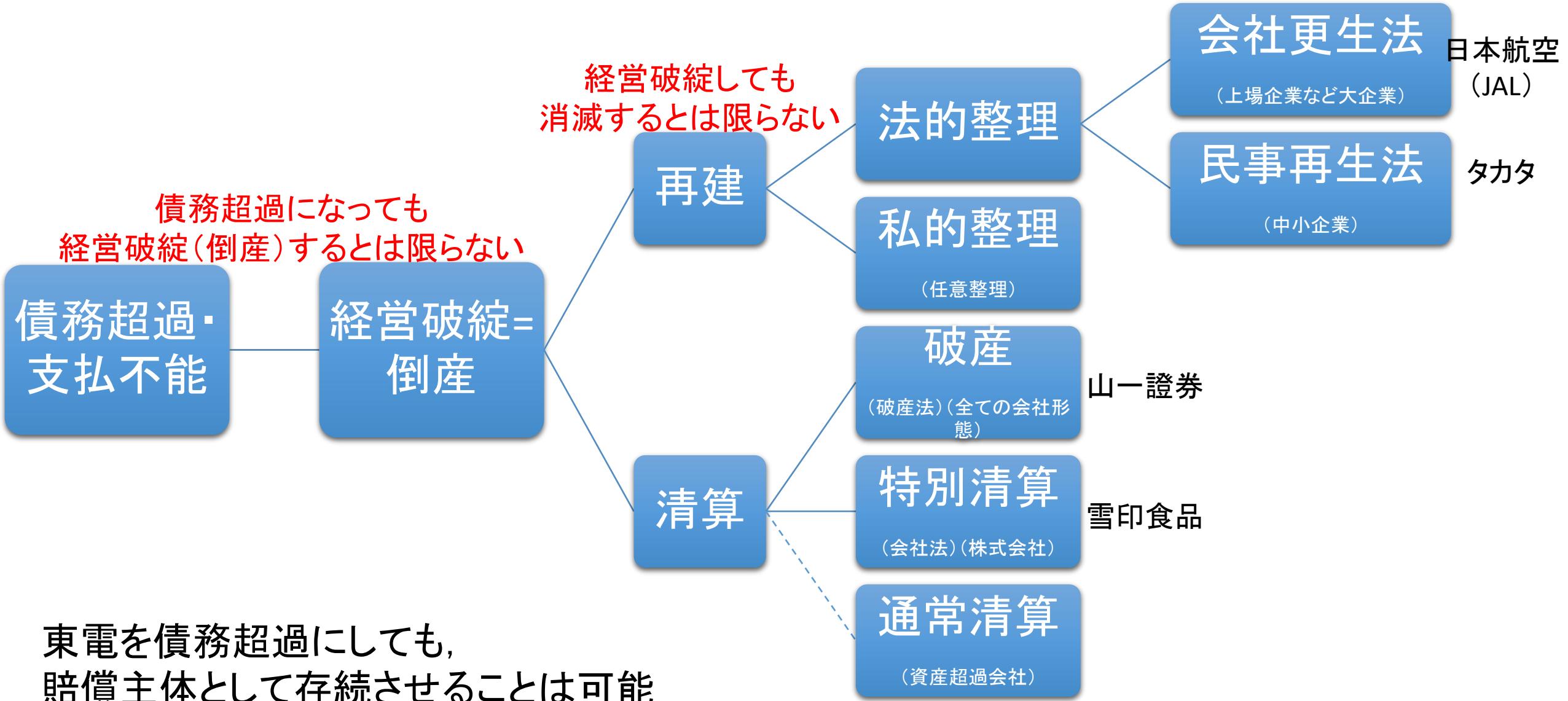
東京電力が債務超過になって倒産してしまうと、  
損害賠償を支払う主体がいなくなってしまう  
(そうなると被害者が困る), という言説

# 債務超過になつたらどうなるか



# 東電の場合、どうなったか





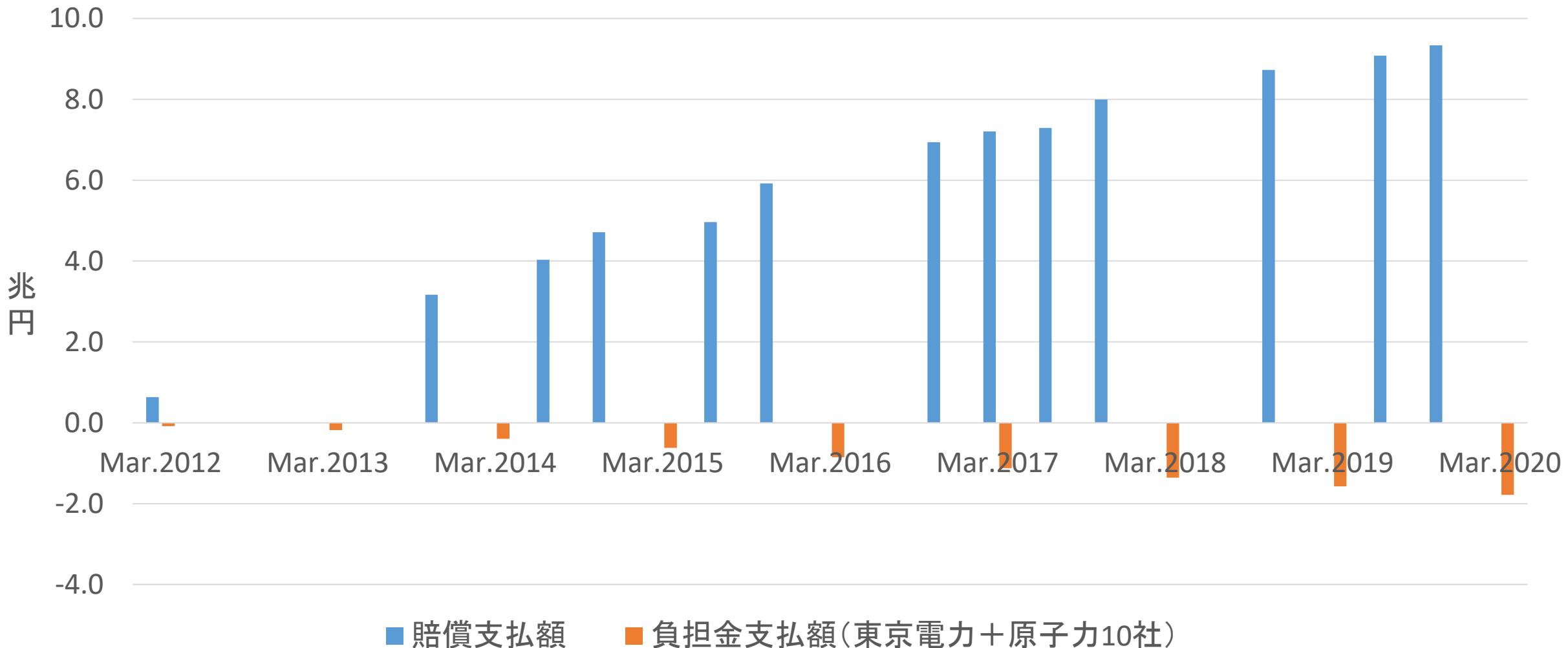
# 企業会計原則の一般原則に反しないか

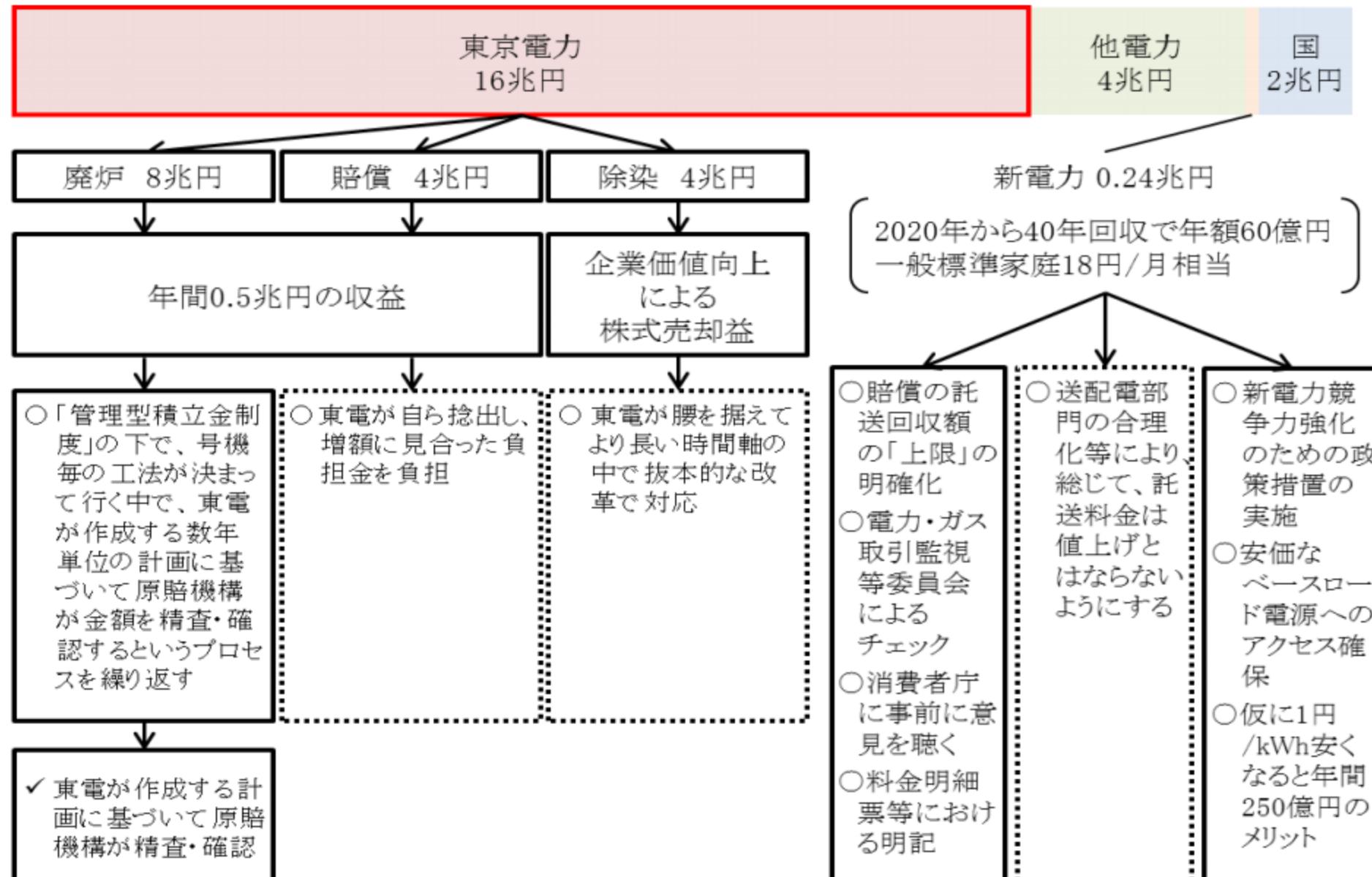
- ・「真実性の原則」
  - ・企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
- ・「明瞭性の原則」
  - ・企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
- ・大企業・中小企業問わず会計上順守すべき原則、企業だけでなく会計監査においても従うべき原則とされているが、法令ではないため、法的な強い拘束力は持たない。

# どうすればよいか

- ・東京電力の財務諸表に損害賠償コストを適切に反映させる

# 実態としては借入





# 実態に即して処理するのが会計の基本

東電貸借対照表(2020年3月末)

資産 11兆9578億円	負債 9兆409億円
純資産 2兆9168億円	

仮に東京電力の今後の  
負担金支払が3兆円とすると



貸借対照表

資産 11兆9578億円	負債 9兆409億円
債務超過額 831億円	借入金 3兆円

債務超過にはなるが、これで  
東電が消滅するわけではない

# チツソ株式会社

極めて深刻な環境破壊を引き起こした例として、1953年頃より水俣病（認定患者数2,283名、一時金対象者数30,433名）の原因者となったチツソ株式会社がある。1973年に患者の方々とのあいだに補償協定が締結され、熊本県が県債を発行してチツソに貸し付け、補償金の支払いに充てる仕組みが構築された。基本的な仕組みは東京電力と同じだが、上場を廃止し、**今日に至るまで債務超過**が継続している点で東京電力と異なる。

1961年3月期  
貸借対照表

資産 271億円	負債 194 億円	純資產 77億円
-------------	--------------	-------------

1973年3月期  
貸借対照表

資産 719億円	負債 702億円	純資產 17億円
-------------	-------------	-------------

1975年3月期  
貸借対照表

資産 677億円	負債 744億円	債務超過 額 67億円
-------------	-------------	-------------------

2020年3月期  
貸借対照表

資産 681億円	債務超過 額 1747億円	負債 2428億円
-------------	---------------------	--------------

実際にそのような会計処理をおこなっているのがチッソ株式会社

貸借対照表

貸借対照表

資産 659億円	負債 2429億円
債務超過額 1770億円	

負債の内訳を示すと



資産 659億円	その他の負債 306億円
債務超過額 1770億円	長期借入金 2123億円

実態が可視化されている

# 実態が可視化されると何が良いのか？

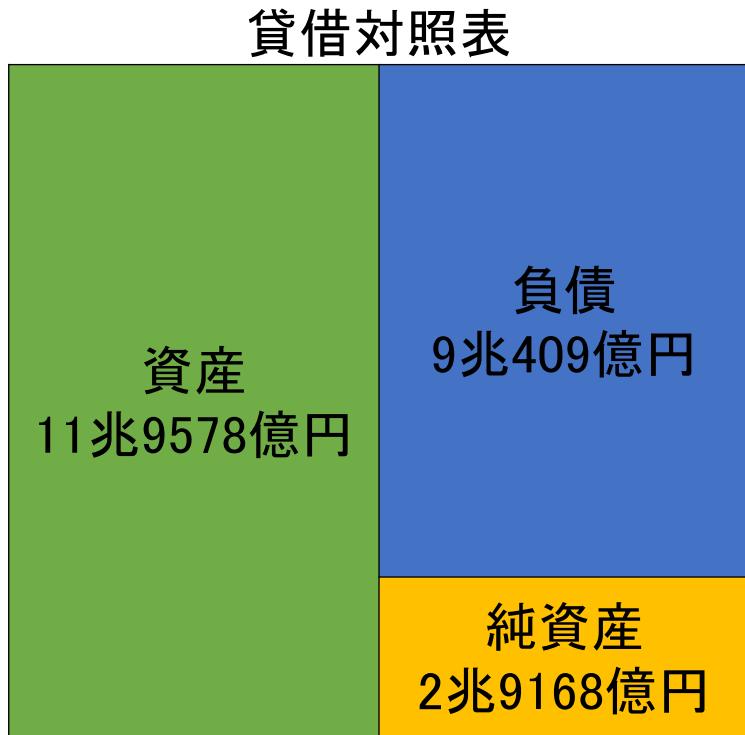
- ・株主・投資家：投資リスクが明らかになる
- ・国・監督官庁：規制プロセスが透明になる
- ・消費者：料金水準の適正性を判断できる
- ・納税者：税負担の公平性を知ることができる
- ・国民：事故の財務的影響を把握することができる
- ・会計専門家：専門知識を用いて適正な会計をおこなうことができる
- ・他の原発事業者：モラルハザードを回避できる
- ・原発政策をめぐって：国民的議論の基礎となる情報が提供される
- ・東京電力自身：事故を起こした責任を見据えることができる

# 「犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究」(法務総合研究所研究部報告(8), 2000)

- 被害者やその家族に対する生活上の影響については、ほとんどすべての罪種において、**加害認識を有する者は、被害者に対して申し訳ないという気持ちをもつ傾向が認められた**。このことは、事件によって生ずる家庭、学校、職場等への様々な悪影響の存在とそれによって引き起こされる被害者の苦悩を加害者に正確に理解させることの重要性を示唆しているように思われる。
- 謝罪、示談、弁償の3点を取り上げて「申し訳ない」という気持ちの有無との関連を見たところ、「**申し訳ない**」と思う者は、謝罪等の行動に**積極的**であることが認められた。

加害意識を有することが出発点

# どちらが加害意識を実感できるか



or



# 「あの日“加害者”になった私 東電社員たちの10年」(NHK「逆転人生」2021年3月1日放送)

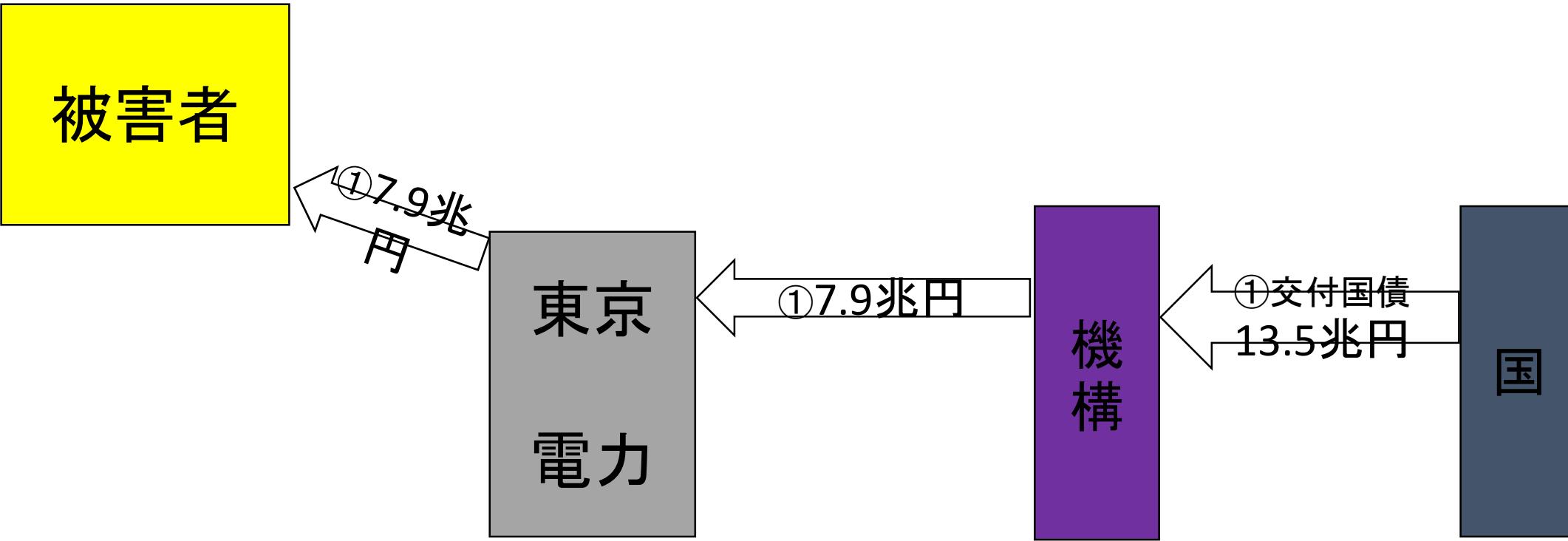
- ・「原発事故で暮らしが一変した福島に、賠償や除染のため赴任した3人の東電社員たち。賠償相談窓口で浴びせられた罵声。基準超えの放射性物質が検出された農村の現実。3人の東電マンは、被災者の怒り、悲しみ、優しさに触れながら、復興のために全力で走り続けた。彼らはやがて、福島の人々と固い絆で結ばれるようになる。」

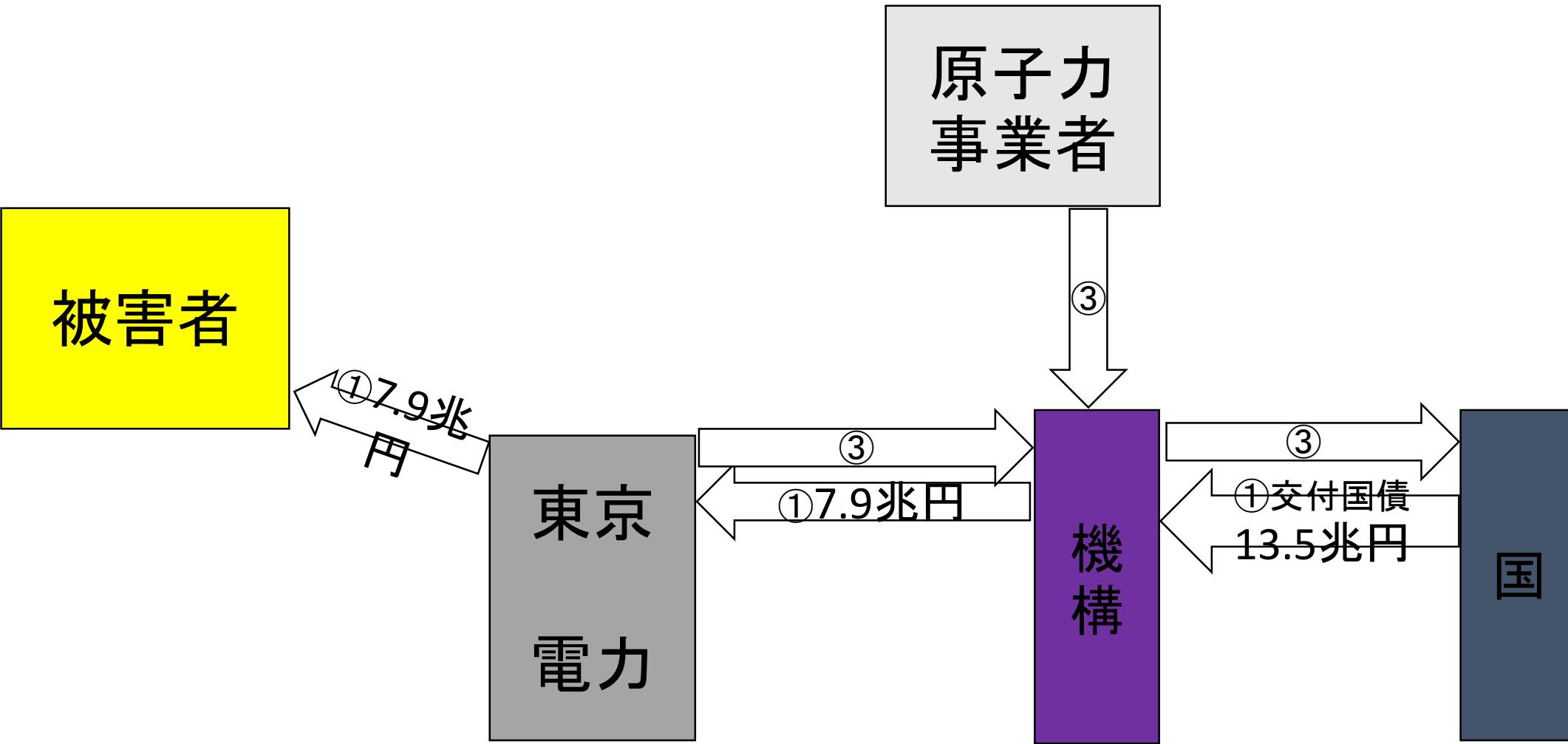
罵声・基準超え農産物  
= 実態が可視化された

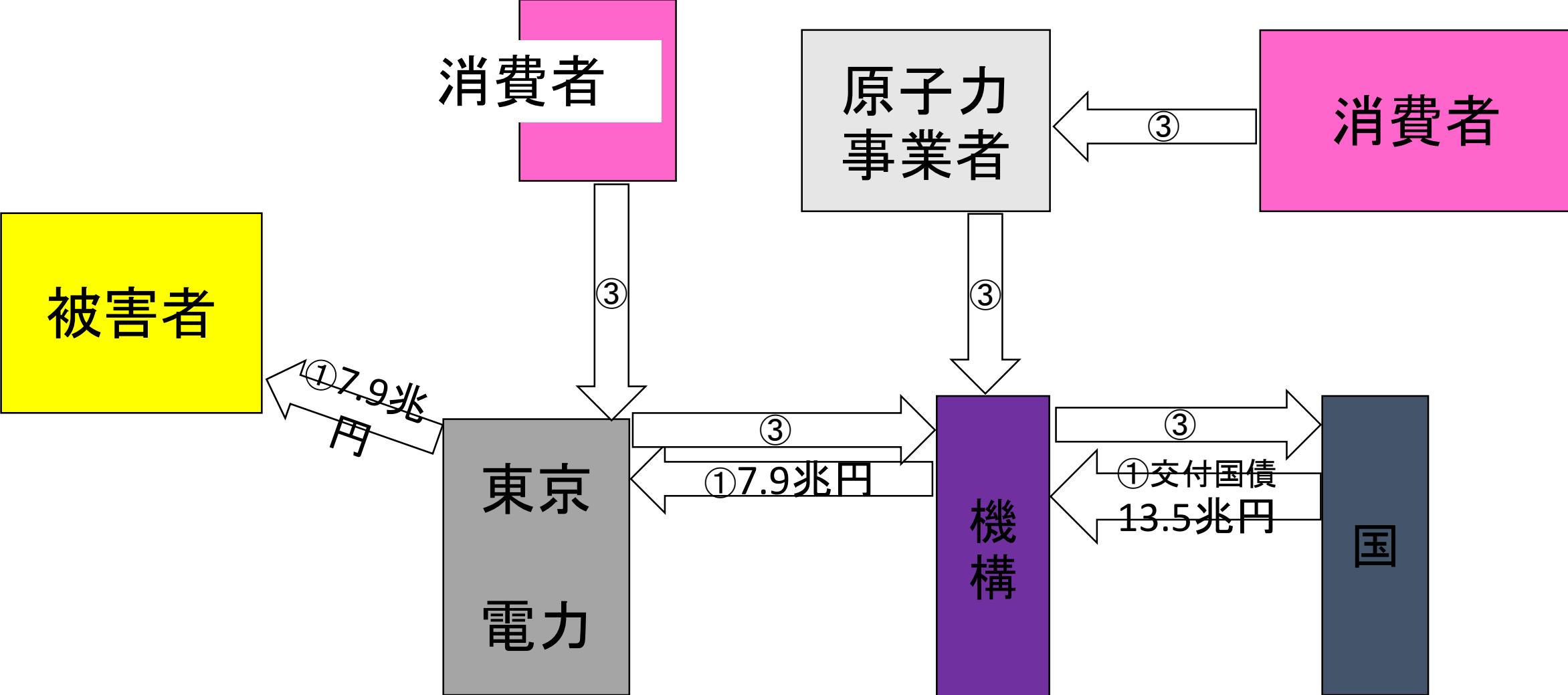
- ・会計＝ビジネスの言語
- ・言葉が歪むと認知が歪む。
- ・正しい言葉遣いをすることが正しい認知をするために不可欠
- ・実態を可視化し、原発事故の責任と向き合うことが重要

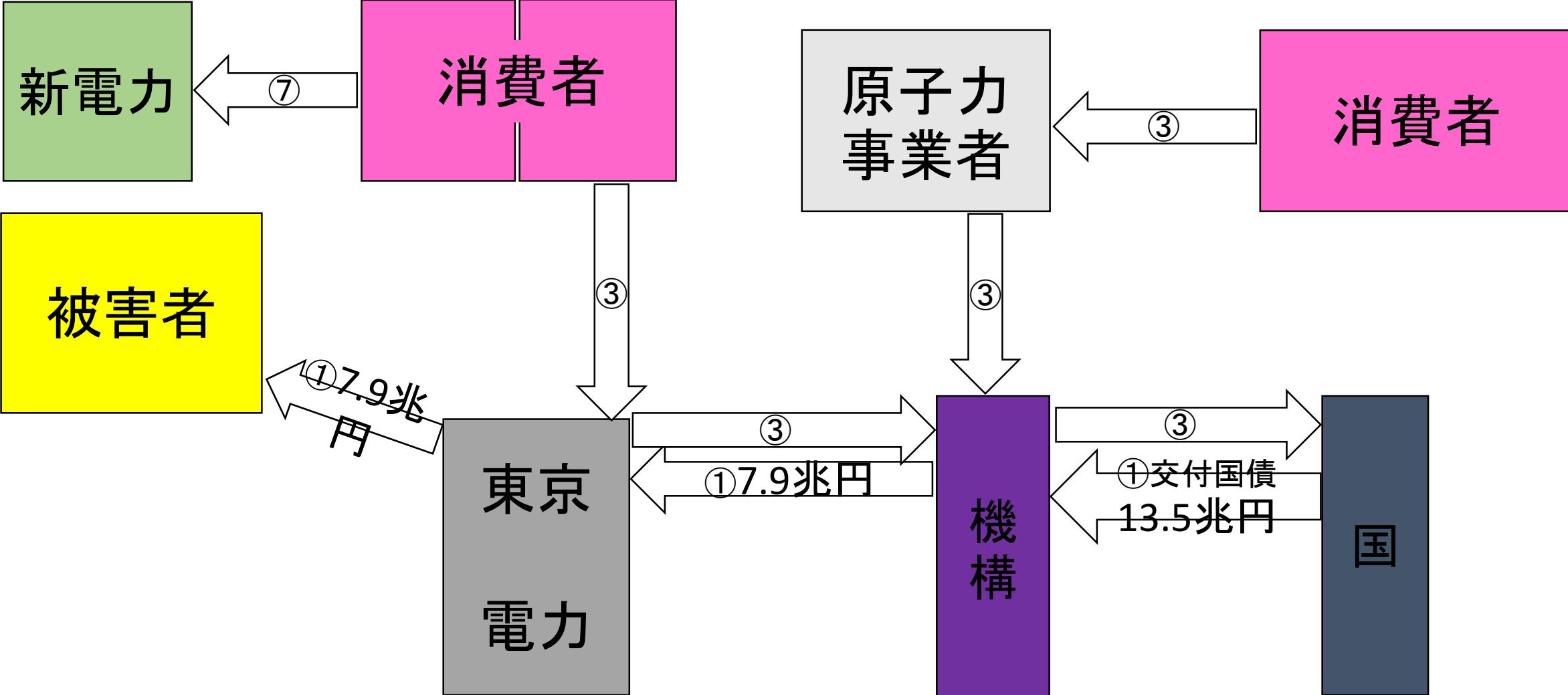
# 託送料金問題

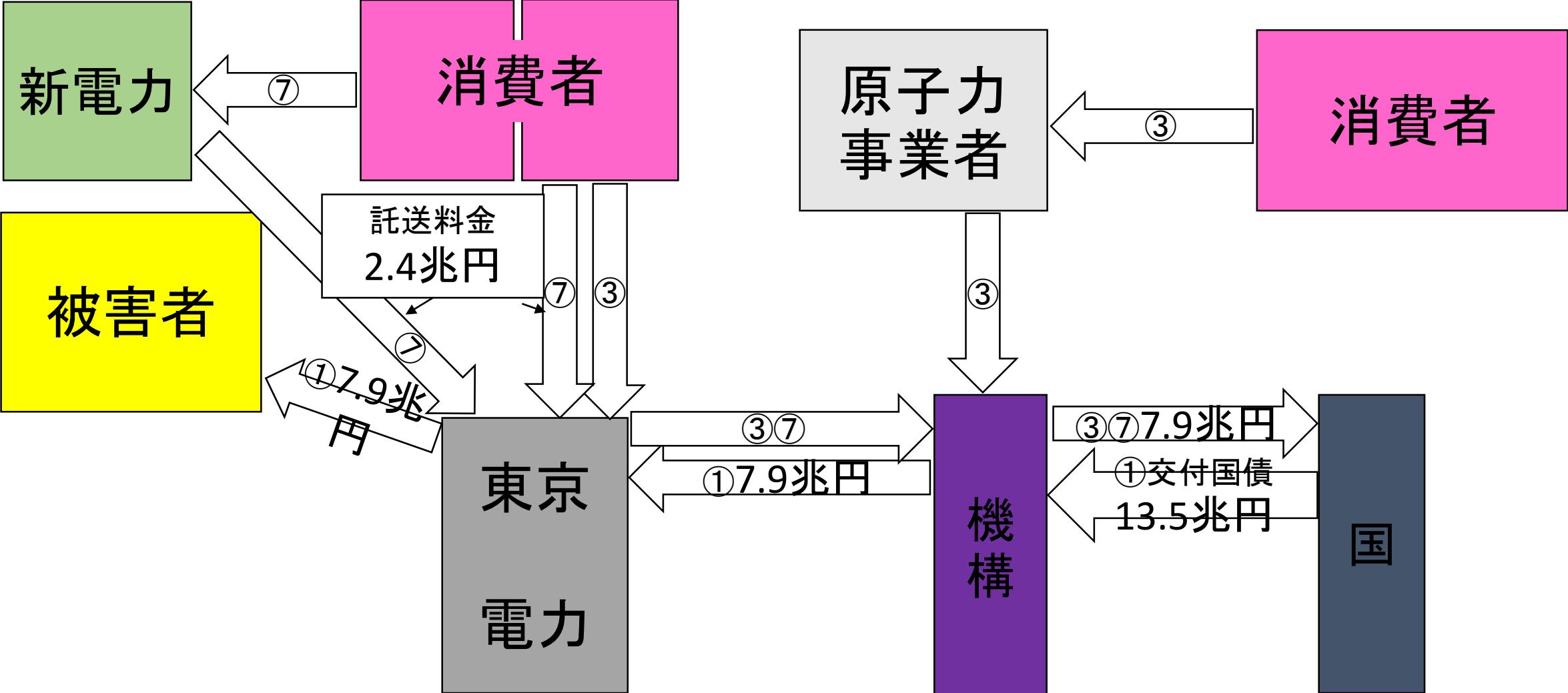
(損害賠償の過去分に関連して)

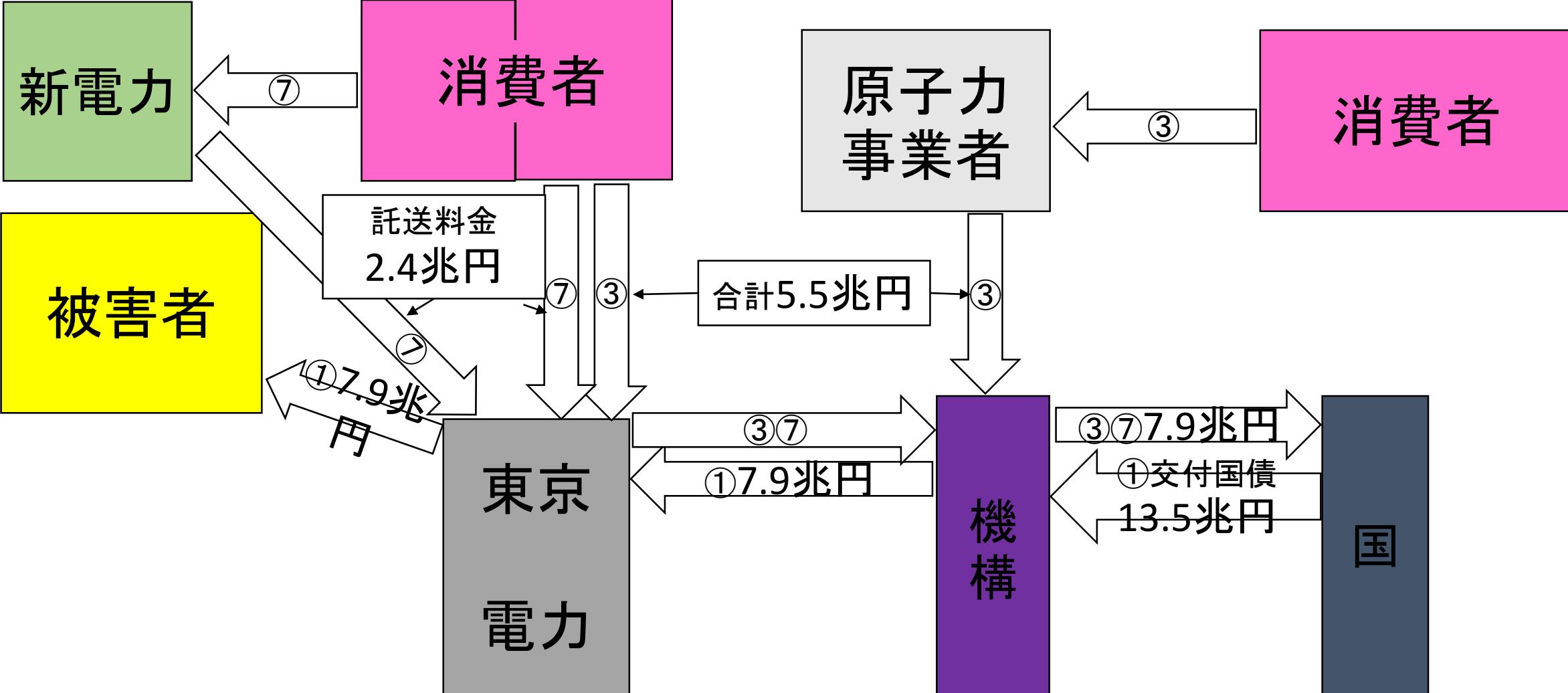




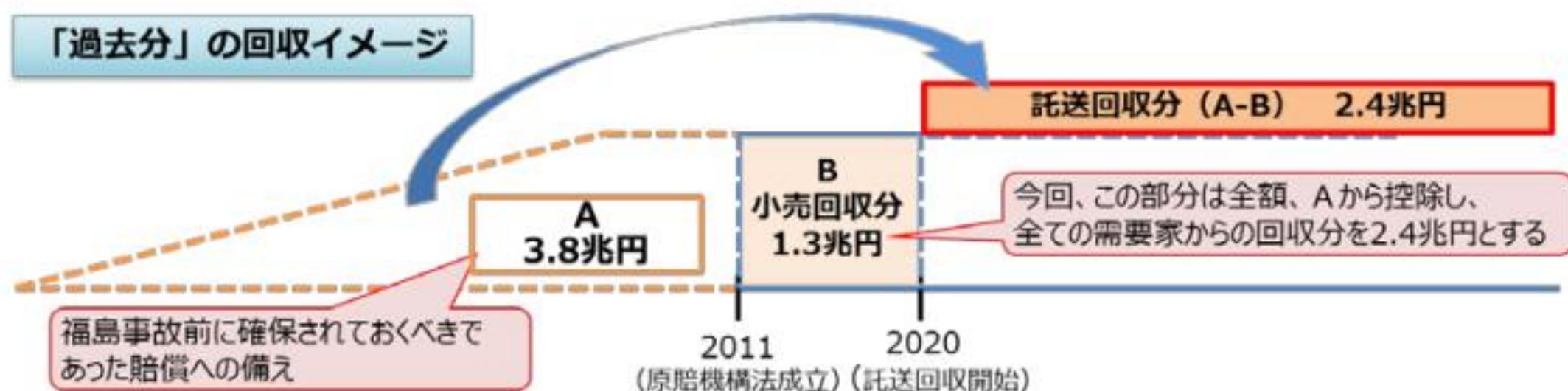








(参考図 13) 全ての需要家から公平に回収する過去分のイメージ



# 「過去分」の前例

- 通常の感覚(モン・センス)ではありえない「過去分」が徴収されているのは、今回が初めてではない
- 2004年、過去の使用済燃料についての拡大された費用相当分(既発電分)を遡って電気料金に上乗せすることが決定され、同時に電力会社外部の機関に積立てることが決定された。
- 「1年前に食事をしたレストランから『調味料のコストが入っていないかったので追加の支払をお願いします』と言われるのと同じ」
- ⇔「特に大きな決め手はないんですが、広く、薄くということを考えれば、ソフトランディングを考えつつ、送電費という仕切りが一番衝撃が少ないといいますか、インパクトが少ない方法かなということを思います」(会計学者・大日方委員(東京大学教授))

前例ができてしまった

# 「ウルトラC」再び

- ・「過去分、本来は、ある種の保険料を積んでおくべきだったのだけれども、積んでなかつた。原子力のコストは、今まで想定していたより本来高かつたはずで、過去も高い料金で料金が設定されるべきだつたのに、実際にはそれを怠ってしまった。でも、もう取り返すすべはないので、サイクルの時の積立不足の構造ととてもよく似た構造との理解。だから、あれもウルトラCだったわけですけれども、同じような形でできないのかという事務局の提案だと受け止めました。」(松村委員(東京大学教授), 第3回財務会計WG)
- ・「**今回のものが先例となって、本来発電部門が負うべき費用、あるいは過去分と見なす費用が次から次へと託送料金に乗ってくることになつたとすれば、このワーキングは相当罪深いことをしたことになる**」(同上, 第3回財務会計WG)

発電部門の費用を送配電部門の料金に転嫁することは、  
先例となれば「罪深い」「ウルトラC」

# 2004年との違い

- ・「バックエンドの未回収に関しては、かなりの程度国の責任は確かにあった。……当時は電気事業者の代表も審議会の正式な委員として出てきて、……今は料金に乗せられないけれども、本当にこれでいいのかというようなことは言っていたという事実があったので、したがって、回収しなかったのは事業者の過失と判断するのは少し事業者に酷だという判断もあった」(同上、第4回財務会計WG)
- ・「一般負担金とかいうような議論が出てきて、原発のリスクを認識していなかつたというようなことだとすると…事業者はそもそもそういうのを出す気がなかった」(同上、第4回財務会計WG)

前回は事業者に酷だという判断があったが  
今回はない(もっと悪い)

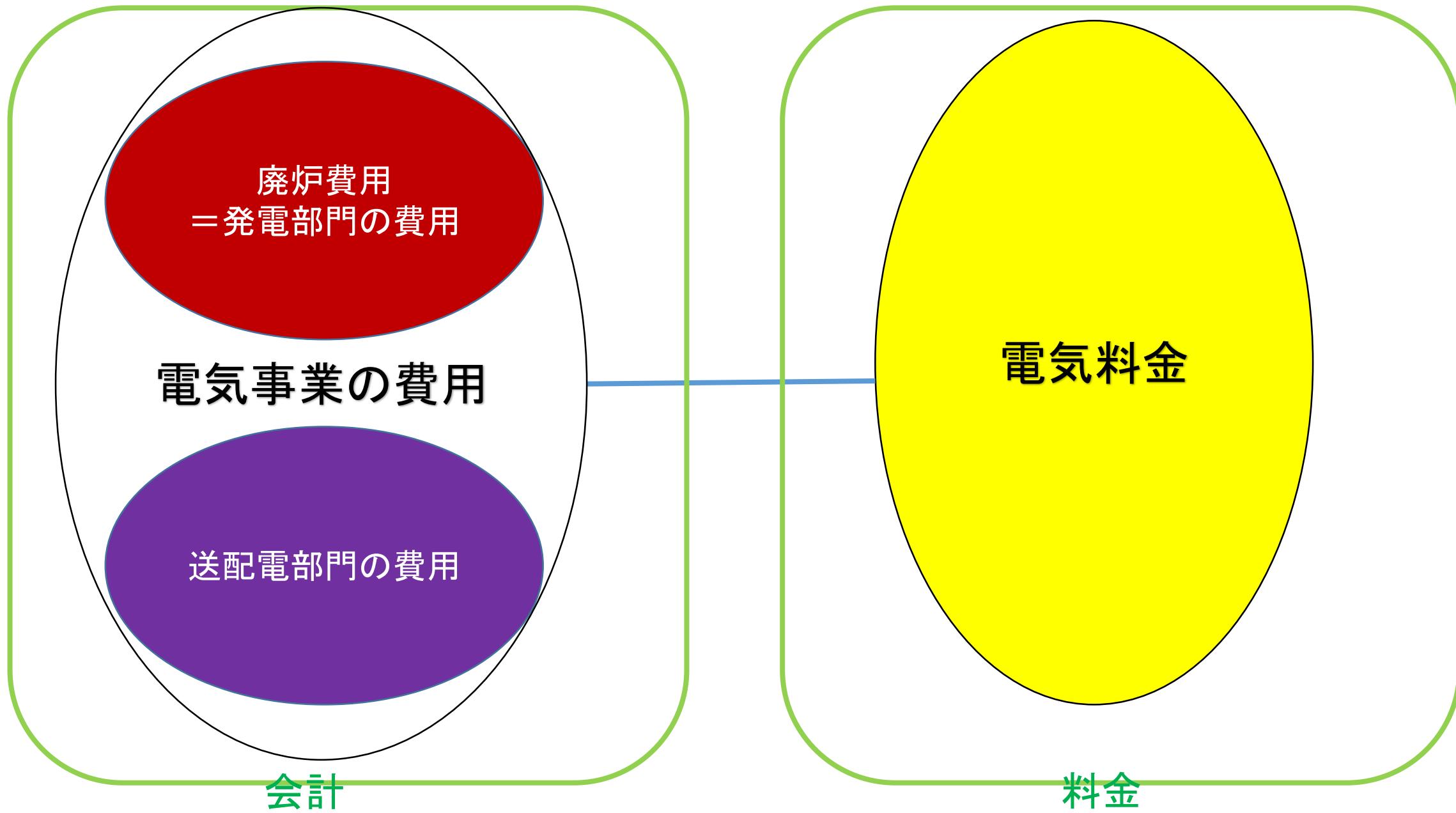
# 託送料金問題

(一般炉の廃炉会計制度に関する)

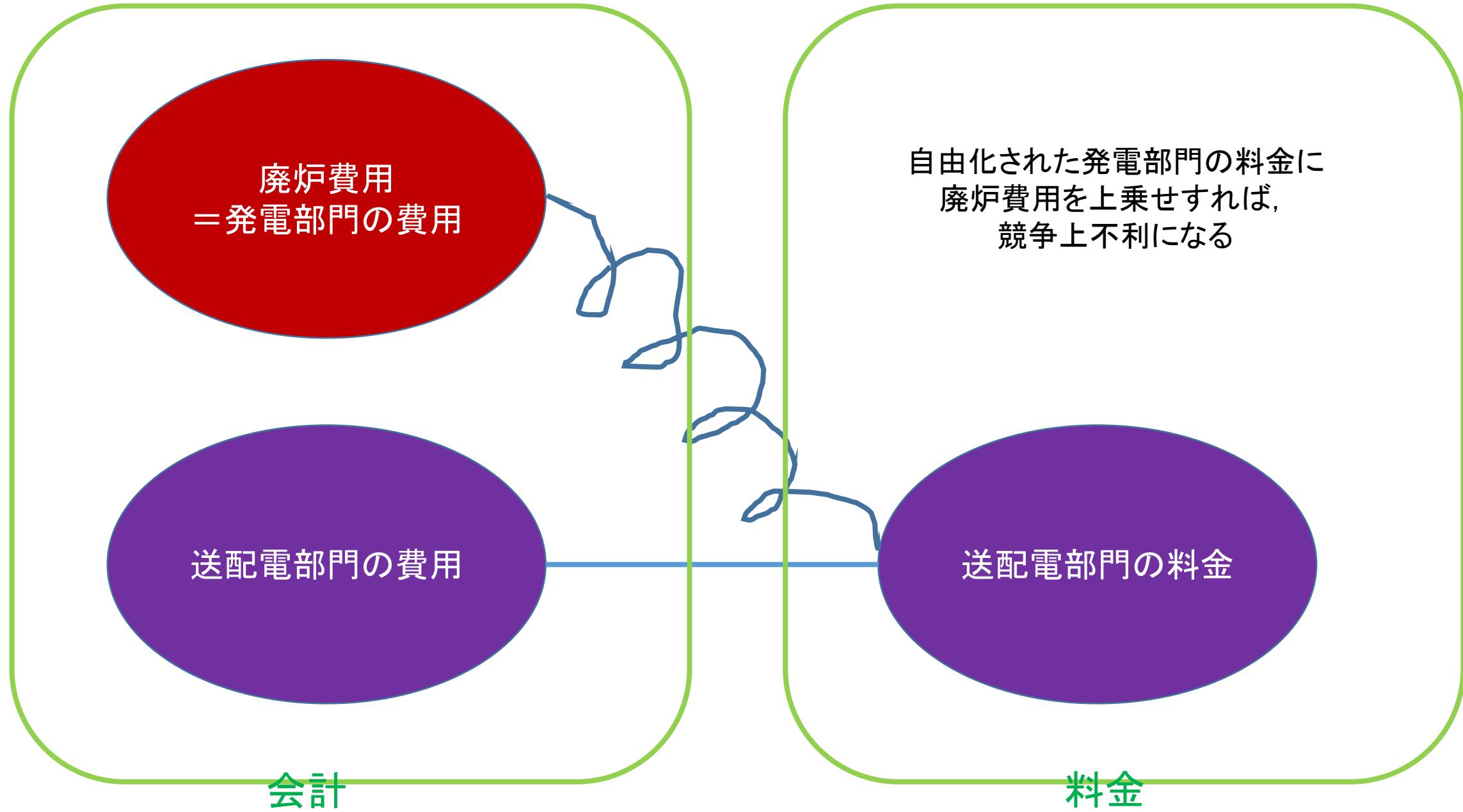
# 「託送料金は打ち出の小槌ではない」(原子力資料情報室声明 2020年9月30日)

- ・「過去分」→論外
- ・「廃炉円滑化負担金」→電気事業会計規則の改正

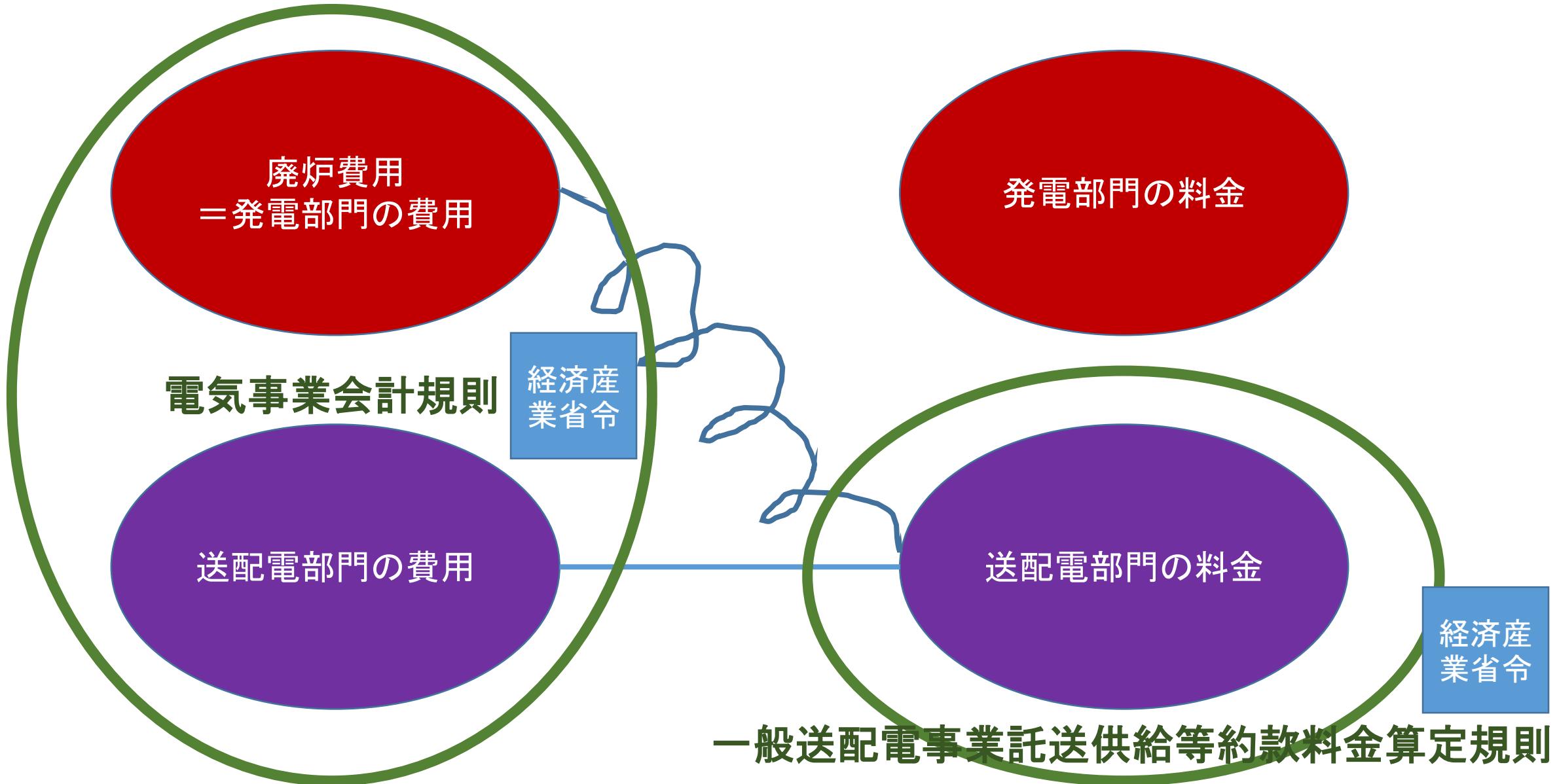
## かつての会計と料金の関係(独占時代)



発電部門が自由化され、料金規制が送配電部門にのみ残されている



なぜねじれた関係が可能なのか？



# 発電部門の電気事業会計規則を撤廃する

一般企業会計

廃炉費用  
＝発電部門の費用

発電部門の料金

送配電部門の費用

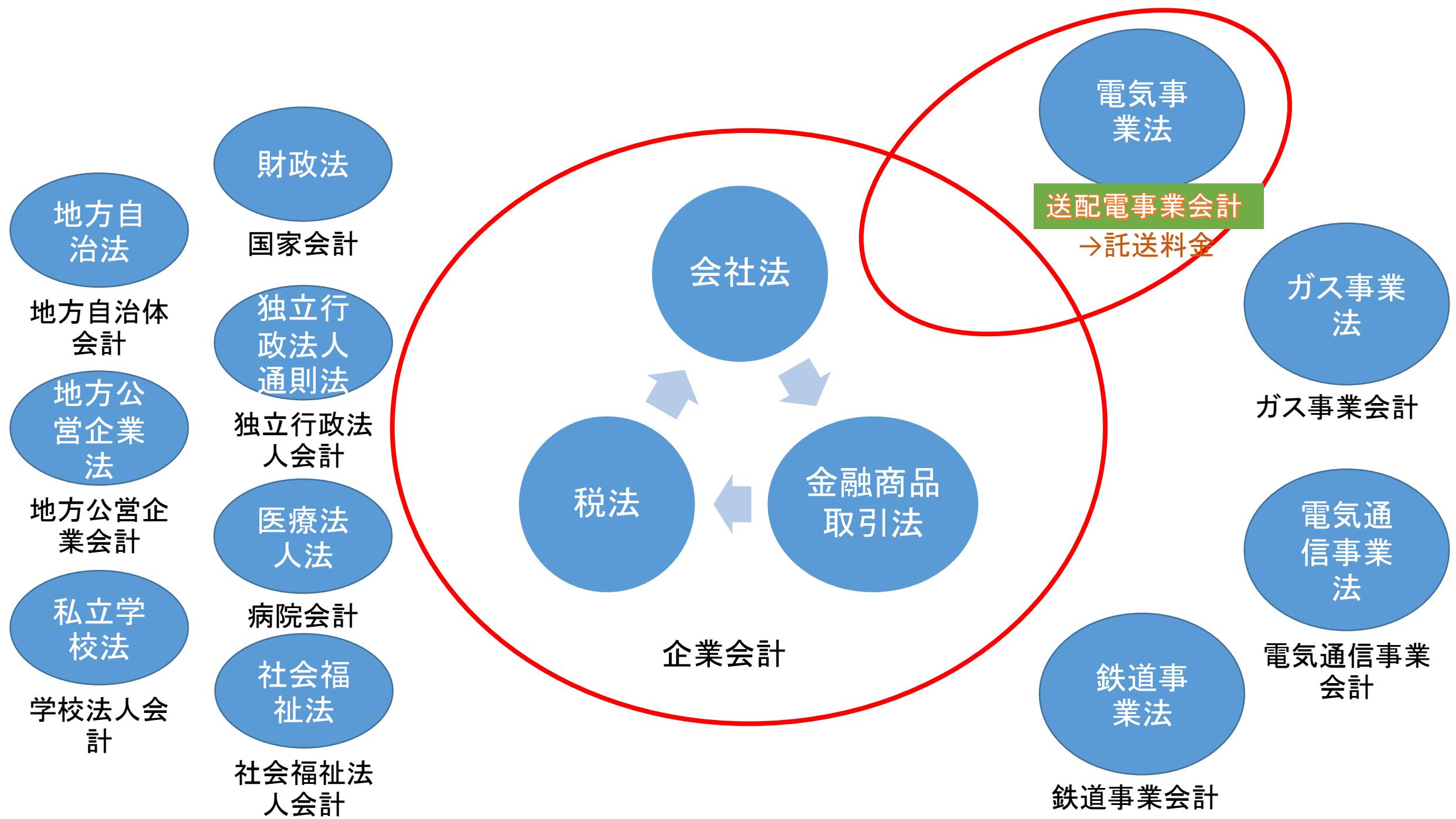
送配電部門の料金

経済産業省令

経済産業省令

電気事業会計規則(or送配電事業会計規則)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則



# そもそも電気事業会計規則とは？

- ・昭和40年通商産業省令第57号
- ・「電気事業会計の特質」(若林・齋藤『電気事業会計』日本電気協会, 増補再版1958年)
  - ・電気事業会計は、公益事業会計である
    - ・公益事業の特質は、サービスの必需性と事業の独占性(独占が社会的に容認される事業であること)である
    - ・公益事業の独占性を社会的に容認するとしても、サービスの廉価で公正な供給を保証するために社会的統制が必要となる
      - ・会計統制は特に認められた有力な統制手段
  - ・電気事業会計は、固定資産会計を特に重視する
  - ・電気事業会計は、規模が拡大する傾向をもつ

つまり、電気事業会計は独占企業に対する社会的統制。  
自由化を推進するのであれば、電気事業会計規則は廃止するべき。

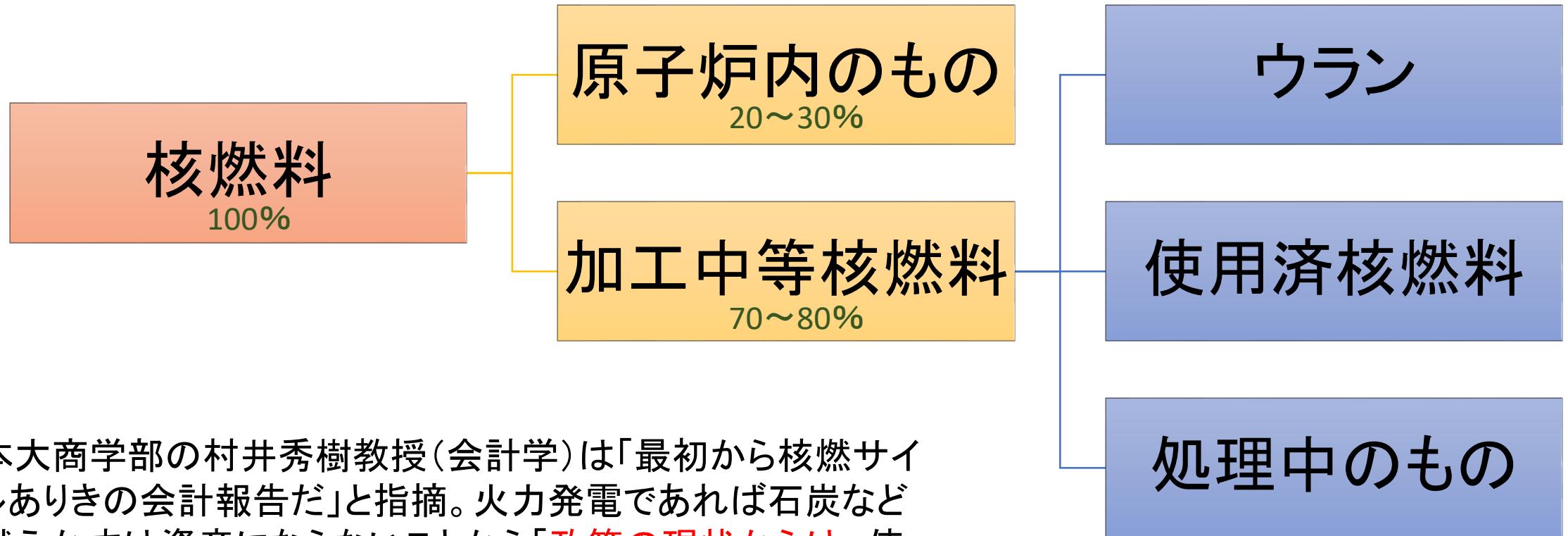
# 発電部門の電気事業会計がなくなったら困ること

- ・情報量が少なくなる(原価明細などがなくなる)
  - ・→電気事業法施行規則?「発電事業会計規則」?
  - ・→他の自由化の下での公益事業の例を参考にする
- ・現在の廃炉会計制度が実際に廃炉を円滑化しているのであれば、廃炉が進まなくなる恐れ?
  - ・→実際に廃炉を円滑化しているのか?
  - ・→「臨時巨額損失の繰延」(企業会計原則注解15)の適用?

議論が必要

補足  
使用済燃料再処理会計

# 使用済み燃料の資産計上



日本大商学部の村井秀樹教授(会計学)は「最初から核燃サイクルありきの会計報告だ」と指摘。火力発電であれば石炭などの燃えかすは資産にならないことから「**政策の現状からは、使用済み核燃料を資産とは言いがたい**」と話す。(毎日新聞2020年12月10日付)

# 使用済燃料に関する再処理等に関する 会計処理の変遷



平成27年3月期における一般電気事業者10社の合算貸借対照表と核燃料サイクル関連項目

貸借対照表(要約)

(単位: 億円)

資産の部		負債及び資本の部	
<b>固定資産</b>	<b>361,013</b>	<b>固定負債</b>	<b>286,992</b>
電気事業固定資産	232,526	社債	93,804
水力発電設備	21,895	長期借入金	112,200
汽力発電設備	34,502	退職給付引当金	12,284
原子力発電設備	22,713	使用済燃料再処理等引当金	24,129
内燃力発電設備	947	使用済燃料再処理等準備引当金	2,110
新エネルギー等発電設備	618	災害損失引当金	5,199
送電設備	57,207	原子力損害賠償引当金	10,616
変電設備	24,553	資産除去債務	19,548
配電設備	61,826	その他	7,104
その他	8,266	<b>流動負債</b>	<b>72,719</b>
附帯事業固定資産	937	1年以内に期限到来の固定負債	28,388
事業外固定資産	449	短期借入金	10,164
固定資産仮勘定	28,793	コマーシャル・ペーパー	270
核燃料	25,515	その他	33,896
投資その他の資産	72,791	<b>特別法上の引当金</b>	<b>1,219</b>
使用済燃料再処理等積立金	22,848	渴水準備引当金	432
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	9,261	原子力発電工事償却準備引当金	787
繰延税金資産	9,631	<b>負債合計</b>	<b>360,930</b>
その他	31,051	<b>株主資本</b>	<b>55,132</b>
<b>流動資産</b>	<b>56,516</b>	資本金	33,804
現金及び預金	22,858	資本剰余金	11,814
貯蔵品	6,834	利益剰余金	11,388
繰延税金資産	2,049	自己株式	-1,874
その他	24,774	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,458</b>
<b>資産合計</b>	<b>417,529</b>	<b>新株予約件</b>	<b>8</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>417,529</b>

使用済燃料の発生に応じて、将来の再処理等費用を引当金として計上

使用済燃料再処理等引当金に相当する外部積立

<積立金制度>			<拠出金制度>		
BS			BS		
使用済燃料再処理等積立金	使用済燃料再処理等引当金	再処理等積立金制度分		加工中等核燃料(海外委託MOX管理費等)	海外再処理等に係る負債
加工中等核燃料(海外委託MOX管理費等)		海外再処理等		使用済燃料再処理関連加工仮勘定	
		使用済燃料再処理等準備引当金			
PL			PL		
使用済燃料再処理等費			引当金繰入から、拠出額の費用化へ	使用済燃料再処理等拠出金費	
使用済燃料再処理等準備費				委託費等	

# 使用済燃料再処理拠出金制度

- ・拠出金制度の下では、発電等に応じて使用済燃料が発生した場合、原子力事業者は年度ごとに再処理機構が決定した拠出金単価に使用済燃料発生量を乗じた額のうち、再処理関連加工を除く再処理等に要する費用相当額は使用済燃料再処理等拠出金費に計上し、再処理関連加工のための拠出額については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として固定資産仮勘定の部に計上されます。(EY新日本有限責任監査法人HPより)

再処理機構が決定した拠出金単価 × 使用済燃料発生量

再処理等に要する費用相当額 = 使用済燃料再処理等拠出金費

再処理関連加工のための拠出額 =  
使用済燃料再処理関連加工仮勘定